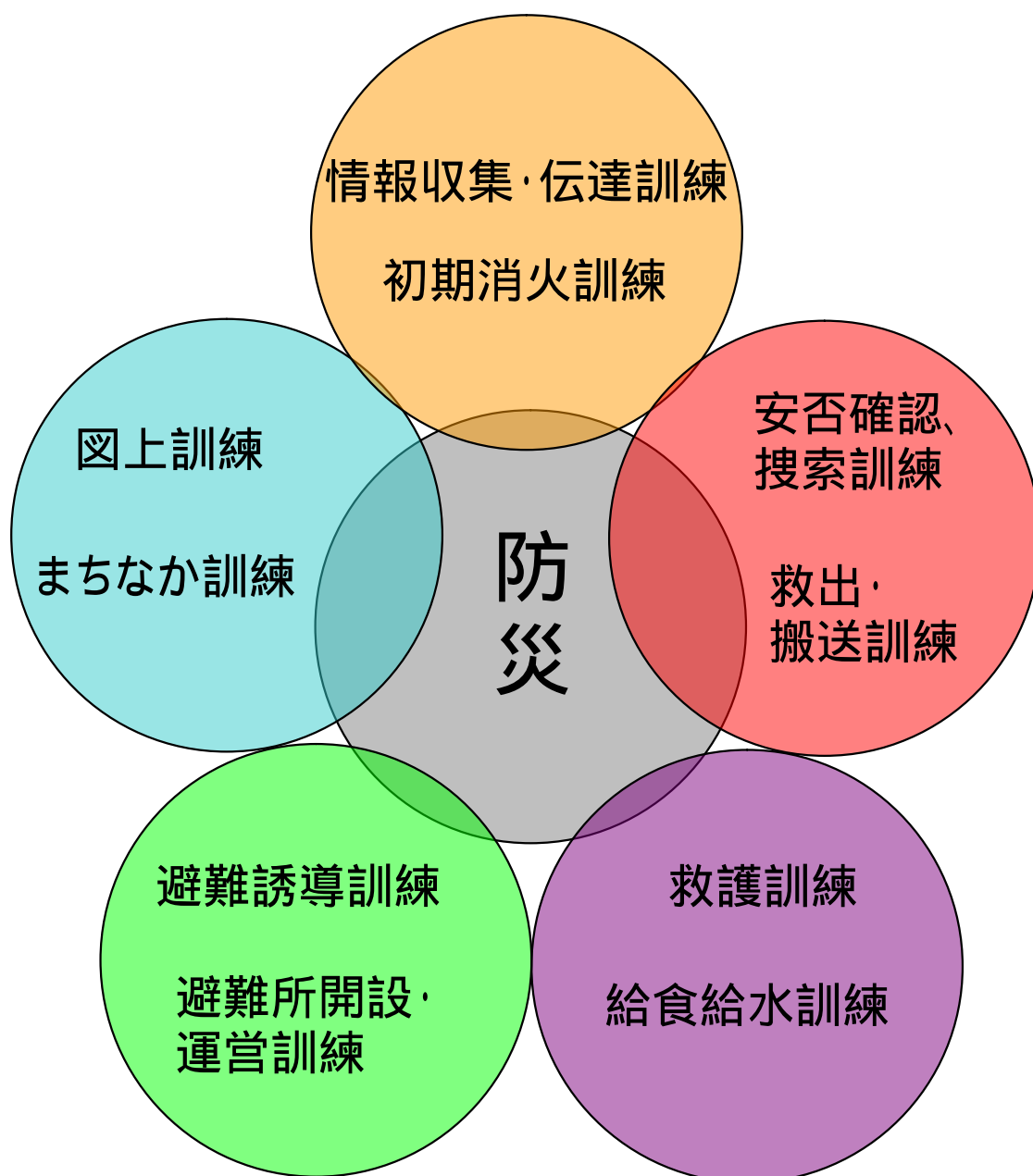


自主防災活動マニュアル

資料編



大阪市

自主防災活動マニュアル 資料編

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 地域防災リーダーに関するQ & A..... | 1 |
| 2. 自主防災組織の規約（例）..... | 4 |
| 3. 各種台帳様式..... | 7 |
| (1) 自主防災組織台帳..... | 7 |
| (2) 世帯台帳..... | 8 |
| (3) 人材台帳..... | 9 |
| (4) 資器材台帳..... | 10 |
| (5) 災害時要援護者台帳..... | 12 |
| (6) 訓練実施計画書..... | 13 |
| (7) 避難所運営マニュアル..... | 15 |
| 避難所入所者名簿の例..... | 29 |
| 情報収集リスト..... | 30 |
| ボランティアニーズ受付票..... | 31 |
| 食糧・物資要請リスト..... | 32 |
| 入出者管理簿..... | 33 |
| 傷病者リスト..... | 34 |
| 移送者リスト..... | 35 |
| 避難所生活ルール..... | 36 |
| 4. 要援護者の特性ごとの対応資料..... | 38 |
| 5. 地震の基礎知識..... | 42 |
| (1) 地震発生の仕組み..... | 42 |
| (2) マグニチュードと震度..... | 42 |
| (3) 震度と揺れの目安..... | 42 |
| (4) 津波..... | 43 |
| (5) トリアージ・タッグ..... | 44 |
| 6. 風水害の基礎知識..... | 44 |
| (1) 雨の強さと降り方の表現..... | 44 |
| (2) 台風..... | 45 |
| (3) 注意報・警報..... | 49 |
| (4) 外水氾濫と内水氾濫..... | 50 |

| | |
|----------------------|----|
| (5) 高潮..... | 51 |
| 7. 図上訓練の進め方..... | 52 |
| (1) 図上訓練の種類..... | 52 |
| (2) 各図上訓練の概要..... | 52 |
| (3) 図上訓練DIGの進め方..... | 53 |
| 訓練準備..... | 53 |
| 訓練の実施（進め方）..... | 55 |
| 事後の施策への反映..... | 57 |
| (4) その他..... | 58 |
| ファシリテーターの役割..... | 58 |
| まち歩きのポイント..... | 58 |
| 8. 防災ゲーム..... | 59 |
| (1) クロスロードゲーム..... | 59 |
| (2) 防災ダック..... | 60 |
| (3) 防災カルタ..... | 60 |
| (4) ぼうさい駅伝..... | 60 |
| (5) 防災すごろく..... | 61 |
| 9. 防災手作りグッズ..... | 62 |
| (1) 手作りランプ..... | 62 |
| (2) かみぶるる..... | 62 |
| 10. その他..... | 64 |

1. 地域防災リーダーに関するQ & A

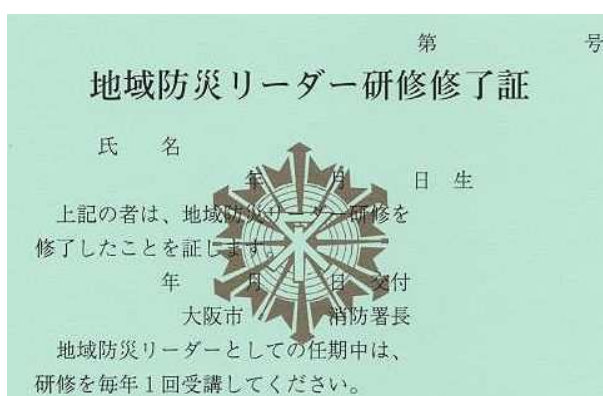
| 住民の協力 |
|---|
| (問1) 地域における防災力強化のために、住民の方々に積極的に協力を依頼してよいですか？ |
| (答1) 災害が大規模になるほど、ひとりでも多くの住民が組織的な防災活動に取り組むことが重要です。地域防災リーダーは、付近の方々に積極的に協力を依頼し、隣近所が団結して災害に立ち向かうリーダーシップを発揮してください。 |

| 地域防災リーダーの不在時 |
|--|
| (問2) 大災害が発生したときに、例えば会社へ出勤して居住地域内にいないことや、何かの事情ですぐには地域防災リーダーとして活動できないことがあります。このような場合、班体制などの組織体制に支障をきたす恐れがありますが、どうすればよいでしょうか？ |
| (答2) そのような場合は、参集した地域防災リーダーで災害状況に合った組織体制を柔軟に考え、近隣住民の協力を得て対処することが必要です。 そのような事態に対応できるように、平常時の初期消火訓練や救出・救助訓練については、班体制にとらわれず全員の方に受講していただいています。 |

| 普通救命講習 |
|--|
| (問3) 技術訓練で応急処置を学びましたが、希望すればさらに詳しい救急講習を受けることができますか？ |
| (答3) 消防署では「普通救命講習」を実施しており、受講を希望する市民の方々などに対して、心肺蘇生法を中心とした応急手当の方法を指導しています。 この講習で習得できる知識や技術は、地域防災リーダーとしての活動だけでなく一人としても非常に役に立つものですので積極的に受講してください。 なお、費用は無料で、受講された方には「普通救命講習修了証」が交付されます。申し込みは、居住地の管轄する消防署に申し出てください。 |

| |
|--|
| 研修修了証の保管 |
| (問4) 地域防災リーダーの研修修了証は、常に携帯する必要がありますか？ |
| (答4) 携帯する必要はありませんが、紛失しないように保管してください。なお、研修を再受講する際には、受講場所に忘れず持参してください。 |

修了書（見本）



| |
|-------------------------------------|
| 研修修了証の再交付 |
| (問5) 研修修了証を紛失した場合、再交付してもらえますか？ |
| (答5) 再交付しますので、居住地を管轄する消防署に申し出てください。 |

| |
|---|
| 災害補償 |
| (問6) 地域防災リーダーの訓練中及び災害活動中の怪我などに対する災害補償はどうなっていますか？ |
| (答6) 区役所では、すべての地域防災リーダーに「ボランティア保険」の加入手続きをしており、訓練中及び災害活動中の負傷などに対する補償が受けられます。 また、消防局でも「大阪市防火防災訓練災害給付金制度」を適用し、訓練中の大きな負傷などに対する補償が受けられます。 |

登録の取り消し

(問7) 地域防災リーダーが転居などで登録の取り消しを申し出るのは、区役所でよいのですか？

(答7) そのとおりです。居住地の区役所に申し出てください。

2. 自主防災組織の規約（例）

自主防災会規約

（名称）

第1条 この会は、自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第2条 本会の事務所は、に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民同士の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害による被害の防止及び軽減に資するための地域の災害危険に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における出火防止、初期消火、救助活動、情報の収集・伝達、避難誘導・安否確認、避難所運営、給食給水、要援護者対策等応急対策に関すること。
- (5) 防災資器材等の整備・管理に関すること。
- (6) 関係機関との連携・調整に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本会は、自治会内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査役 若干名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は 年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。また、災害の発生時における応急活動の指示を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総務会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画の作成及び改正に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害発生時における防災組織の構成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。

- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 災害発生時における出火防止、初期消火、救助活動、情報の収集・伝達、避難誘導・安否確認、避難所運営、給食給水、要援護者対策、関係機関との連携・調整に関すること。
- (6) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、 年 月 日から実施する。

3. 各種台帳様式

(1) 自主防災組織台帳

(例)

(年 月 日作成)
(年 月 日改正)

| | | | | | | | |
|-------------|------|-----------|-----------|-----------------|---------|----------|----------|
| 組織の名称 | | | | | | | |
| 会長 | 氏名 | | | | | | |
| | 就任期間 | 年 月 ~ 年 月 | 年 月 ~ 年 月 | 年 月 ~ 年 月 | | | |
| | 連絡先 | | | | | | |
| 人口 | | | | | | | |
| 世帯数 | | | | | | | |
| 規約 | | 有・無 | | 作成：年 月 / 改正：年 月 | | | |
| 防災計画 | | 有・無 | | 作成：年 月 / 改正：年 月 | | | |
| 地域内で注意すべき危険 | | 危険の種類 | 世帯数 | 対処方法 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 活動内容 | 区分 | 年度 | | 年度 | | 年度 | |
| | | 時期 | 内容 | 時期 | 内容 | 時期 | 内容 |
| | 防災訓練 | | (参加人数 人) | | (参加人数) | | (参加人数 人) |
| | | | (参加人数 人) | | (参加人数) | | (参加人数 人) |
| 講習会 | | (参加人数 人) | | (参加人数) | | (参加人数 人) | |
| | | | | | | | |
| 発災後の避難 | | 一時避難所 | | 収容避難所 | | 広域避難場所 | |
| | | | | | | | |

(2) 世帯台帳

(例)

【秘】

プライバシーの保護に配慮し「 自主防災組織 個人情報取扱規定」に基づき管理する。

自主防災組織

| | |
|---------|---|
| 世帯主 | |
| 住所 | 電話: 携帯電話: |
| 住居形態 | 1. A 一戸建て B 集合住宅 C 長屋建 2. A 木造 B 鉄筋コンクリート造 3. 建築年数(年) 4. その他() |
| 緊急時の連絡先 | 電話: |
| 緊急時の連絡先 | 電話: |
| 地域特性 | 1. 延焼火災 2. 液状化危険 3. 津波危険 4. その他() |

| 世帯構成 | | | | | | | | |
|--------|------------|----|-------------------|----------------|--------------------|---------------|---------------|-------------------------------------|
| N 0 | ふりがな 氏名 | 性別 | 生年 | 昼間の居場所 (平日) | 自主防災組織への 緊急時の協力 | | | 防災上の参考事項 役に立つ資格・技能等 要援護者、その理由 |
| | | | | | 可能 = 平日 | 不可能 = x 休日 | 不可能 = x 夜間 | |
| 1 | | | (明・大・昭・平・西暦) 年 | | | | | |
| 2 | | | (明・大・昭・平) 年 | | | | | |
| 3 | | | (明・大・昭・平) 年 | | | | | |
| 4 | | | (明・大・昭・平) 年 | | | | | |
| 5 | | | (明・大・昭・平) 年 | | | | | |
| 6 | | | (明・大・昭・平) 年 | | | | | |

記入上の注意

自主防災組織への緊急時の協力 …… 小学生以下は除く。

防災上の役に立つ資格・技能等 …… (例)保健・助産・看護師、栄養・調理師、整体・整骨師、救急水難救助資格者、アマチュア無線有資格者、外国語通訳などを記入する。

要援護理由 …… 援護を要する家族がいる場合、寝たきり、歩行障害、視覚障害、聴覚障害などを記入する。

(3) 人材台帳

(例)

自主防災組織

| 資格・ 技能等 | ふりがな 氏名 | 住所 | 職業 | 連絡方法 (電話番号) | | 備考 |
|------------|------------|----|----|----------------|----------|----|
| | | | | 昼間 | 夜間 休日 | |
| | | | | 昼間 | | |
| | | | | 夜間 休日 | | |
| | | | | 昼間 | | |
| | | | | 夜間 休日 | | |
| | | | | 昼間 | | |
| | | | | 夜間 休日 | | |
| | | | | 昼間 | | |
| | | | | 夜間 休日 | | |
| | | | | 昼間 | | |
| | | | | 夜間 休日 | | |
| | | | | 昼間 | | |
| | | | | 夜間 休日 | | |

資格・技能等 …… (例)保健・助産・看護師、栄養・調理師、整体・整骨師、救急水難救助資格者、アマチュア無線有資格者、外国語通訳などを記入する。

(4) 資器材台帳

(例 表)

| 倉庫及び活動資器材 | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|----|---|---|--------|------------|----|---|---|
| 倉庫 | 場所 | | | | 構造 | | 面積 | | |
| | 場所 | | | | 構造 | | 面積 | | |
| 区分 | 品名 | 数量 | | | 区分 | 品名 | 数量 | | |
| | | 年 | 年 | 年 | | | 年 | 年 | 年 |
| 避難用具 | 強力ライト | | | | 救急用具 | 担架・ストレッチャー | | | |
| | 標旗・腕章 | | | | | 救急セット | | | |
| | 小型充電器 | | | | | | | | |
| | ロープ | | | | | | | | |
| 消火用具 | 消火器 | | | | 情報伝達用具 | メガホン | | | |
| | 同上格納庫 | | | | | 拡声器 | | | |
| | バケツ | | | | | 携帯ラジオ | | | |
| | 砂袋(ビニール) | | | | | | | | |
| | 可搬ポンプ | | | | | | | | |
| 救出及び障害物除去用具 | バール | | | | 給食給水用具 | 釜(かまど付) | | | |
| | 丸太 | | | | | 鍋 | | | |
| | はしご | | | | | はし・おたま・皿 | | | |
| | のこぎり | | | | | 受水槽 | | | |
| | 斧 | | | | 浄水機 | | | | |
| | なた | | | | その他 | テント天幕 | | | |
| | ペンチ | | | | | ビニールシート | | | |
| | 大ハンマー | | | | | | | | |
| | 片手ハンマー | | | | | | | | |
| | もっこ・石み・かご | | | | | | | | |
| | 鉄線ばさみ | | | | | | | | |
| | 一輪車 | | | | | | | | |
| | リヤカー | | | | | | | | |
| | ロープ | | | | | | | | |
| ゴムボート | | | | | | | | | |

(例 裏)

| 資器材点検実施状況 | | | | | |
|-----------|------|---------|------|---------|------|
| 点検実施年月日 | 点検品目 | 点検実施年月日 | 点検品目 | 点検実施年月日 | 点検品目 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注)品目と点検実施年月日を記入する

特記事項

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注)災害状況等、自主防災組織にとって特記すべき事項を記入する

(6) 訓練実施計画書

(例)

_____ 自主防災組織

| | | | |
|------|------|--------------------------------|--|
| 訓練種別 | | 本文 57 ページの「防災訓練の種別と内容」を参照して記載。 | |
| 日時 | | | |
| 場所 | | | |
| 目的 | | | |
| 本部 | | | |
| 技術者 | | | |
| 参加者 | | | |
| 実施要領 | 災害想定 | 災害規模 | |
| | | 発生日時 | |
| | | 気象 | |
| | 訓練内容 | 避難誘導 | |
| | | 初期消火 | |
| | | 救出・救護 | |
| | | 情報収集・伝達 | |
| | | 給食・給水 | |
| | | その他 | |
| 記録 | | | |
| 備考 | | | |

(7) 訓練実施報告書

(例)

_____ 自主防災組織

| | | |
|------|--------------------------------|--|
| 訓練種別 | 本文 57 ページの「防災訓練の種別と内容」を参照して記載。 | |
| 日時 | | |
| 場所 | | |
| 目的 | | |
| 本部 | | |
| 技術者 | | |
| 参加者 | | |
| 訓練内容 | 避難誘導 | |
| | 初期消火 | |
| | 救出・救護 | |
| | 情報収集・伝達 | |
| | 給食・給水 | |
| | その他 | |
| 訓練結果 | | |
| 備考 | | |

なお、訓練要綱等があれば添付すること。

(8) 避難所運営マニュアル

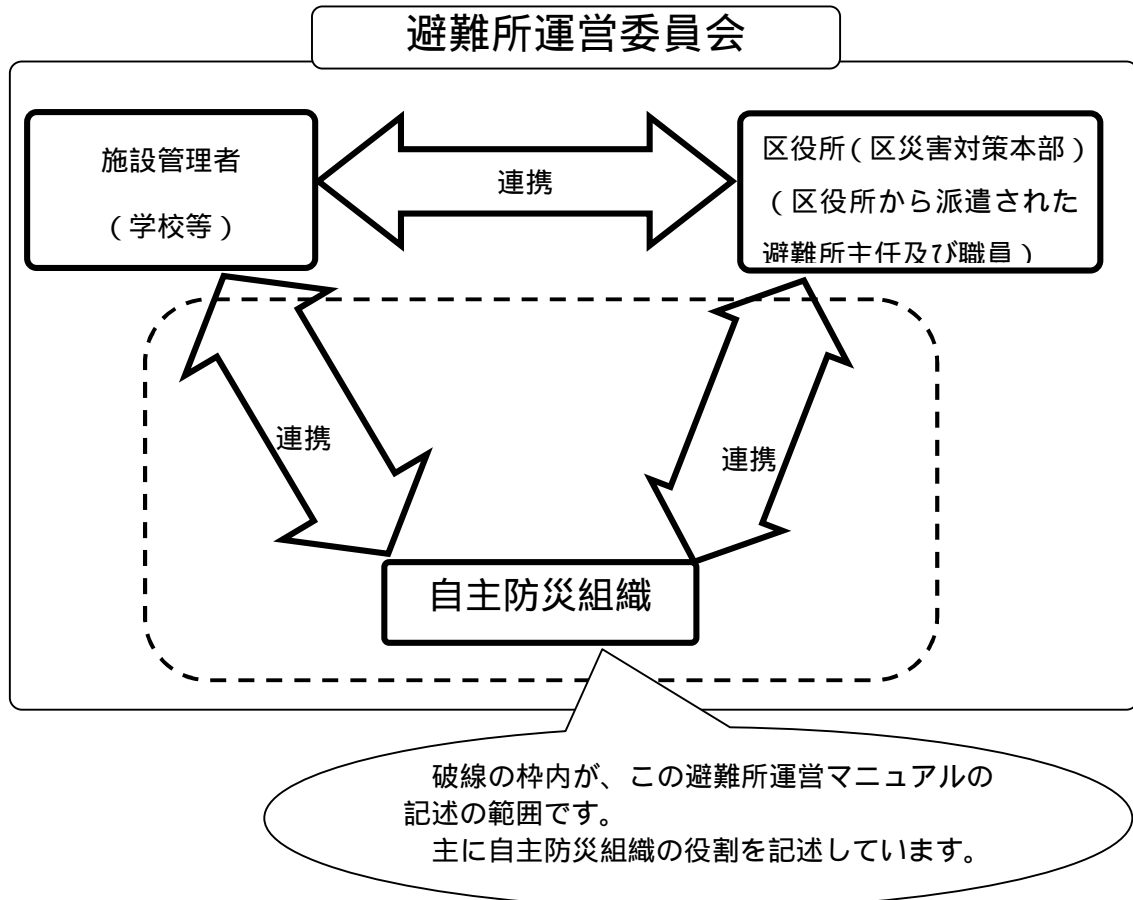
避難所運営マニュアル

はじめに

この避難所運営マニュアルは、地域でのワークショップや訓練を通じて、限られた時間内で、住民のみなさん自らが議論し、地域の事情に合わせたマニュアルを作成していただくための基本事項をまとめたものです。記述の範囲は下図のとおりです。

大地震など災害発生時に収容避難所(以下、「避難所」)を開設する際、避難所に指定されている施設の管理者や区役所と連携しながら、どのように対処すべきかを記述しています。

このマニュアルを参考に作成される地域のマニュアルの内容が、あらかじめ、住民の災害発生時における共通認識として位置づけられることを願います。



避難所の運営体制（その１）～組織～

1. 避難所を運営するため、あらかじめ、下記のような組織構成を考えておく。
2. 代表者は、住民から選出する。なお、代表者が被災することも考え、副代表者を複数名選出する。
3. 各部は、連絡・伝達をしやすくするなど、効率的な運営をするため、必要に応じて、町会または町丁目ごとに組を構成する。組を構成する場合は、各組において、各部の活動に従事するリーダー１名とサブリーダー２名を選出する（総務部のリーダー、サブリーダーが各組のまとめ役を兼務する）。
各部の部長は、各組のリーダーの中から１名選出し、副部長は、各組のサブリーダーの中から２名選出して、部ごとに活動する。
リーダー、サブリーダー以外の人たちにも、できるだけ活動に参加してもらう。
4. 災害が発生し、避難所を開設したら、組織表を掲示する。
5. 町会未加入者や地区外からの来訪者（旅行者、勤労者など）も組み入れて、組織を設立する。

運営体制は、地域防災リーダー活動マニュアルに示す「自主防災組織の組織図と役割分担（例）」を参考に編成する。（部の統合、分割などをしてもよい。）

避難所に収容する対象者は、避難所での避難生活を希望されるすべての人とする。そのなかで、「来訪者組」をつくるのは「帰宅困難者」対策のためであり、区役所と連携し、できるだけ早く安全に帰宅してもらえよう情報の収集・提供をする。

<組織表>（例）

| 地区 自主防災組織（避難所運営） | | | | |
|------------------|--------------------------|--------------------------|-------|--------------------------|
| 施設名 | 小学校 | | | |
| 代表者 | | | | |
| 副代表者 | | | | |
| 副代表者 | | | | |
| 組 部 | 1組 （1丁目） | 2組 （2丁目） | | 来訪者組 |
| 総務部 | リーダー サブリーダー サブリーダー | リーダー サブリーダー サブリーダー | | リーダー サブリーダー サブリーダー |
| 管理部 | 同上 | 同上 | | 同上 |
| 救護部 | 同上 | 同上 | | 同上 |
| 食糧部 | 同上 | 同上 | | 同上 |
| 物資部 | 同上 | 同上 | | 同上 |

避難所の運営体制（その２）～役割～

1. 自主防災組織の代表者及び副代表者

施設管理者や区役所との連絡調整

企画運営、他関係機関等との連絡調整

組織の総括、組織内の連絡調整・指揮

以上の役割のうち、連絡調整については、各部に委ねることができる。その場合は、調整の状況について、必ず各部から報告を受けること。

2. 各部の役割

避難所運営における各部の役割は、次のとおりである。なお、ライフラインの途絶により生活困難な在宅の住民に対しても、必要に応じ、支援を行う。

（１）総務部

区役所からの情報の収集（被害情報、住民の安否、ライフラインの復旧状況、被災家屋の取扱、り災証明・被災証明の発行、仮設住宅など）

収集した情報の避難者への提供

人的応援の要請（ボランティアなど）

その他、他部に属さないこと

（２）管理部

避難者の把握・リストの作成、避難者等の出入所管理

避難スペースの配分・誘導

施設・設備の確認

施設の警備

ごみの集約、清掃

郵便・宅配便の受付・避難者への手渡し等

その他施設に関すること

（３）救護部

応急救護所の確保、傷病者の救護・把握及び区役所等との連絡調整

要援護者への対応、

その他救護に関すること

（４）食糧部

飲料水の確保

食料の炊き出し・配給

その他食料に関すること（他の避難所との炊き出しの連携など）

（５）物資部

救援物資・調達物資の集約及び避難者への配給

その他物資に関すること

組織全体の確認事項

避難所を開設する前に

1. 避難所はどこか？

あらかじめ、どの施設が避難所に指定されているのかを確認しておく。

2. 避難所の鍵は誰が持っているのか？

避難所の鍵の取扱いについては、避難所運営委員会の関係者間で情報を共有しておく。

3. 建物の安全性は？

大地震が発生し、避難所を開設する前に、建物の耐震性能に関係なく、安全性を十分に確認する。

✓ 安全性チェック項目

(1) 外側から見た建物の状況確認

壁にひび割れがないか

窓ガラスは割れていないか など

(2) 建物の内側の状況確認

窓ガラスや照明器具が落ちていないか

棚は倒れていないか など

安全かどうか判断できない場合は、区役所に、専門家等による施設の安全確認を要請する。

4. 施設のどのスペースを使用するのか？

災害発生前に、あらかじめ、どのスペースを使用するのか決め、広さと収容可能人員を把握しておく。

また、水害発生時を想定し、あらかじめ、防災マップ『津波・水害から命を守るために』により、施設（建物）の何階以上が使用できるかを把握しておく。

〔学校を避難所とする場合の例〕

1 体育館

受入れ（可能 or 不可） 受入可能人員 _____ 名

2 特別教室

受入れ（可能 or 不可） 受入可能人員 _____ 名

3 その他（特別教室など、授業再開・継続に支障のないスペース）

受入れ（可能 or 不可） 受入可能人員 _____ 名

合計 _____ 名

避難所を管理・運営するにあたり、施設管理者及び区役所と次の事項について確認し、各部（部長）と情報を共有したうえで、全避難者に伝え、円滑な運営に努める。

< 申し合わせ事項 >（例）

| 申し合わせ事項 | 内 容 |
|-------------------|-----|
| 個々の専用スペースの割当と間仕切り | |
| 食料・飲料水・救援物資の配分方法 | |
| トイレの利用 | |
| ごみの排出方法 | |
| 喫煙場所 | |
| 起床・消灯時間 | |
| ペットの飼育場所 | |
| 避難所内の警備管理体制 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

各部からの要請事項について、代表者は、施設管理者及び区役所に報告・要請し、対応について連絡調整する。

区役所からの連絡事項について、各部(部長)に伝え共有するとともに、必要に応じ、避難者に情報提供する。

< 想定される、各部からの主な要請事項 >

- | | | | |
|---|-----|--|-----------------|
| 1 | 総務部 | 避難者収容について 各種情報の収集について ボランティアの派遣について 必要物資について | など |
| 2 | 管理部 | 施設の使用について ごみについて | 仮設トイレについて など |
| 3 | 救護部 | 傷病者の症状の把握について 医薬品の調達について 医療救護班（市本部の班）の要請について 二次的避難所について | など |
| 4 | 食糧部 | 給水について | 食料の調達・配給について |
| 5 | 物資部 | 物資の調達・配給について | |

< 区役所への報告・要請事項 >

- 避難者数（様式 - 1）
- 地域の被災状況・生活状況に関する情報（様式 - 2）
- ボランティアの要請（様式 - 3）
- 食糧・物資調達の要請（様式 - 4）

避難所を中心とした、地域の被災状況や生活状況に関連する情報を次の方法で収集する。なお、区役所と協同して情報収集することが望ましいが、自主防災組織が単独で情報収集する場合は、収集した情報を必ず時刻と発信元をはっきり記録したうえで、区役所へ報告する。（様式 - 2）

避難者の具体的な被害状況を聞き取り調査する。

被災地を巡回し、避難所に避難していない被災者の状況や現地の被災状況を調査する。

避難所近隣を巡回し、公的な施設や生活関連施設（コンビニ、スーパー等）の状況や生活情報の収集に努める。

巡回中は、身の安全を第一に行動する。

その他の情報収集項目

仮設住宅、ライフライン、風呂、市営住宅入居、罹災状況

など

1. 避難所を中心とした、地域の状況に関連することを収集した情報や、区役所からの情報を、見やすい場所に掲示する。
2. 避難者個々の連絡情報用としての掲示場所を設置する。
3. 放送設備の使用が可能な場合は、新しい情報を放送で流す。
（放送設備の使用時間帯等は、施設管理者と協議する。）
4. 電気が使える場合は、マスコミの情報が伝わるように、施設管理者などの協力を得て、テレビ等の設置に努める。
5. 各部からの情報をとりまとめ、重要事項は避難者に伝える。

〔 掲 示 板 の 例 〕

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 避 難 所 情 報 | 区 役 所 、 避 難 所 か ら の お 知 ら せ |
| | |

管理部の主な任務(その1)

避難者の把握・名簿の作成

避難者等の出入所管理

1. 避難者の把握・リストの作成

避難所の避難者の状況をできるだけ正確に把握するため、町丁目ごとに受付を設置し、避難所入所者名簿を作成して区役所へ連絡する(様式-1)。

避難者が多く、施設に入れない場合は、区役所と調整して、他の施設にも避難者に移動してもらう。

各世帯ごと等の避難所入所者名簿を作成する。なお、町会に未加入者も組み入れてリストを作成する。

避難所に避難せず自宅に居るが、ライフラインに被害があるなど、食事など生活に支障をきたしている被災者のリストを区役所と連携して作成する。

来訪者(地域において、旅行中や勤務中に被災した人など)のリストも作成する。

2. 避難者等の出入所管理

避難所における避難者の退所・外出など出入所管理を行う。

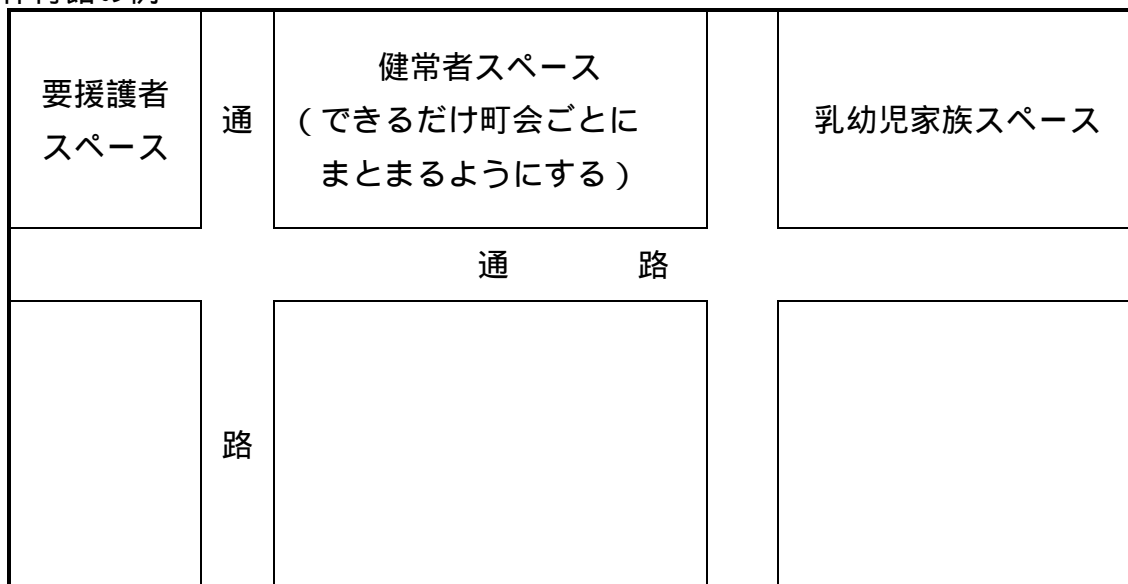
(退所については、避難所入所者名簿〔様式 1〕に記入。外出については、出入者管理簿〔様式 5〕に記入)

避難者への面会など、訪問者の出入所管理を行う。(防犯のため)
出入者管理簿〔様式 5〕

- 1 配分するスペースは、次の点に配慮する。
 要援護者（障害者、高齢者等）には、本人の意向を確認のうえ、適切な場所に優先的にスペースを確保する。なお、避難所での介助や支援が困難な場合は、区役所に、適切な施設への移送を要請する。
 子ども（乳幼児）がいる避難者に配慮する。
 男女のニーズに配慮し、必要に応じ、別途スペースを確保する。
 下図の居室以外にも、総務部などと連携して、仮設電話や掲示板など情報提供コーナーを設ける。

<レイアウト例>

体育館の例



- (1) 1人分のスペースは、少なくとも1.6m²（一帖分）とする。
 (2) 各避難者を所定のスペースへ誘導する。
 (3) 案内図を掲示する。（トイレ・ごみ排出場所・喫煙場所など含む）
 (4) 施設管理者の了解のもと、ペット飼育場所を設ける。
 あわせて、飼育者名簿、ペットのリストを作成する。
 飼育場所は、トラブルを避けるため、屋外を基本とする。
 ペットの飼育、飼育場所の清掃は、飼い主が責任をもって行う。

管理部の主な任務（その3）

施設・設備の確認 避難所の警備

1．施設・設備の確認

施設・設備について次のことを確認する。使えない箇所があれば、区本部へ連絡し対応する。

<チェック表>（例）

- 1 電気はつくか
照明がつく
照明がつかない
- 2 ガスは使用できるか
ガスが使える
ガスが使えない
- 3 ガスはもれていないか
ガスがもれていない
ガスがもれている
- 4 水道は使用できるか
水がでる
水がでない
- 5 トイレは使えるか
トイレが使える
トイレが使えない
- 6 換気は機能しているか
機能している
機能していない
- 7 避難所の温度は適切か
適切である
適切でない

など

2．避難所の警備

避難所内を巡回するなど、防犯に努める。

避難所内に応急救護所を確保する。

応急救護所で傷病者に応急処置をする。必要に応じ、区役所に要請し、医薬品を調達する。

重症者など手当のできない傷病者または病院等に移送が必要な傷病者については、119番通報するか、区役所に連絡し、指示を受ける。

傷病者のできるだけ詳しい状況等を把握しリストを作成する（様式 - 6）。また、体調不良者の状況も併せて把握する。

要援護者については、資料 - 2 を参考に、区役所と連携し、支援・介護を行う。必要に応じ、区役所に、ボランティア派遣の要請を行う。なお、避難所での介助や支援が困難な場合は、区役所に、適切な施設への移送を要請する。

定期的にすべての被災者の心身の健康状態を確認する。

把握したリストをもとに、区役所に報告するとともに、必要に応じて、医療救護班の派遣や医療施設との連絡を要請する。

重症者については、救急隊や医師・医療救護班の到着までの間、応急処置を行う。

1 食糧について

- ・ 食糧部は、区役所と連携して、また、物資部とも連携して食糧を調達し、避難者に配給する。
- ・ 支援が必要な在宅の被災者にも食糧が配給できるようにする。
- ・ 炊き出しや配給においては、健康な避難者にも協力を得る。

など

2 物資について

- ・ 各部と連携して、避難者のニーズを把握し、必要と認められるものについては、区役所と連携して物資を調達し、配給する。

など

避難所入所者名簿の例

避難者 避難所運営委員会（名簿係）

（避難所名 ） NO. 避難者名簿

避難所組名

| | | | | | |
|---|-------------|-------|----|------------|---------|
| ふりがな 世帯代表者氏名 | | 電話 | | | |
| 住所 | | | | | |
| 入所年月日 | | 年 月 日 | | 所属町会名 | |
| ここに避難した人だけ書いてください。 | | | | | |
| 家族 | ふりがな 氏 名 | 年齢 | 性別 | 備考 | 親族など連絡先 |
| | | | 男女 | | |
| | | | 男女 | | |
| | | | 男女 | | 支援区分 |
| | | | 男女 | | |
| | | | 男女 | | |
| | | | 男女 | | |
| | | | 男女 | | 家屋被害状況 |
| | | | 男女 | | |
| | | | 男女 | | |
| ご家族に、障害や病気などの特別な配慮を必要とする方及び外国語での情報提供が必要な方がいるなど、注意点があつたらお書きください。 | | | | | |
| 特技や資格をお持ちの方は、氏名と特技・資格の内容をお書きください。 氏名 特技・資格 | | | | | |
| 他からの問い合わせに、住所、氏名を公表してもよいですか？ | | | | | よい・よくない |
| 退出年月日 | | 年 月 日 | | 登録日(入所日) | |
| 転出先 住所 氏名 電話 | | | | 登録解除日(退所日) | |

この名簿は、入所時に世帯代表の方が書いて避難所運営委員会にお渡しください。
要援護者は、備考欄に 印をお書きください。
外国籍の方は、自国の大使館・領事館からの問合せに対応するため、国籍をお書きください。

[避難者の方へ]

- ・入所にあたり、この名簿を記入し提出することで避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、速やかに名簿係に問合せで修正してください。
- ・他からの問合せに対し、住所と氏名を公表してよいか、お書きください。
- ・名簿の内容を公表することによって、ご親族の方々に安否を知らせるなどの効果があります。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否についてはご家族で判断してください。

| | | | |
|--------|----------------------|-------|-----|
| 様式 - 2 | 情 報 収 集 リ ス ト | | |
| 避難所名 | | | |
| 日 時 | 発 信 者 | 収 集 者 | 内 容 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

食糧・物資要請リスト

| | | | | |
|--------|-----|------------|----|------|
| 様式 - 4 | | 食糧・物資要請リスト | | |
| 避難所名 | | | | |
| 日時 | 要請者 | 必要食糧・物資名 | 数量 | 収受確認 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------------------|--------------------|------|------|-----|
| 様式 - 5 | 出 入 者 管 理 簿 | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | |
| 避難所名 | | | | |
| 番号 | 氏 名 | 外出時刻 | 帰所時刻 | 備 考 |
| 1 | | 時 分 | 時 分 | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| ・ ・ ・ ・ ・ | | | | |

注) この出入者管理簿は、避難者用と外部からの訪問者用を分けて作成する。
 避難者用は、「外出時刻」、「帰所時刻」を記入してもらう。(泊りがけの外出のときは、帰所予定日を備考欄に記入してもらう。)
 訪問者用は、「訪問時刻」、「退所時刻」を記入してもらう。(介助など、やむを得ない事情で避難所に泊まりたいという要望がある場合は、スペースの状況等も考慮し判断する。泊まりが可能な場合は、備考欄に退所予定日を記入してもらう。)

移送者リスト

| | | | | |
|--------|------------------------------------|-----|--------------------|-----|
| 様式 - 7 | 移送者リスト (平成 年 月 日 午前・午後 時 分) | | | |
| | | | | |
| 避難所名 | | | | |
| 氏 名 | 性 別 | 年 齢 | 移 送 先 (連 絡 先) | 理 由 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

避難所生活ルール

避難所での生活ルール（例）

避難所での生活ルール

この避難所の生活ルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、区役所担当者、施設の管理者、避難者の代表等からなる避難所運営委員会(以下「委員会」という。)を組織します。
委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行うことにします。
委員会の運営組織として、総務部、管理部、救護部、食糧部、物資部等を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡してください。
犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止します。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食糧・物資は原則として全員に提供できるまでは配布しません。
食糧・物資は避難者の組ごとに配布します。
配布は避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
ミルク・おむつなど特別な要望は、食料物資班が 室で対処しますので、申し出てください。
- 7 消灯は、夜 時です。
廊下は点灯したままとし、体育館などの照明を落とします。
職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。
- 8 放送は、夜 時で終了します。
- 9 電話は、午前 時から午後 時まで、受信のみを行います。
放送により呼び出しを行い、伝言します。
公衆電話は、緊急用とします。(携帯電話も所定場所以外での使用は禁止)
- 10 トイレの清掃は、朝 時、午後 時、午後 時に、避難者が交代で行うことにします。
清掃時間は、放送を行います。
水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。

物資・食品などの配分方針（例）

物資・食品などの配分方針

物資・食糧・水などは公平に分配します。

数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず子ども、妊婦、高齢者・障害者、大人の順に配分します。

物資・食糧の配付は、各（避難者）組の代表者の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにして下さい。

物資などの配付は、原則毎日 時頃に、場所は で食料物資班が配付するので、秩序を持って班員の指示に従い受け取ってください。

配付する物資などの内容、数量は、その都度、放送などで避難者へ伝達します。

各自必要な物資などは、避難所運営委員会の物資・食料窓口に申し込んでください。

在庫がある物はその場でお渡しします。在庫の無い物は本部へ要請しますので、入ったかどうか各自で窓口に確認しに来てください。

ペットの飼育ルール（例）

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送って下さい。

ペットは、指定された場所に必ずつなぐか檻の中で飼ってください。

飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。

ペットの苦情や、危害の防止に努めてください。

屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。

給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。

ノミの駆除に努めてください。

運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。

4. 要援護者の特性ごとの対応資料

| | 避難行動等の特徴 | 特徴的なニーズ | 情報伝達の際の配慮事項 | 避難誘導時の配慮事項 | 避難生活における配慮事項 |
|---------|---|---|---|--|---|
| 「視覚障害者」 | <ul style="list-style-type: none"> 被害の状況を知ることができない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。) 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。 避難所等慣れない場所で行動することが難しい。(単独では素早い行動ができない。) | <ul style="list-style-type: none"> 視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要。 日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> 役所からの広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。 わかりやすい口調で伝える。 音声情報で複数回繰り返す。 点字や拡大文字のほか、指文字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。 盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。 | <ul style="list-style-type: none"> 安否確認及び避難所への避難誘導(歩行支援)を誰が行うのか、予め取り決めておく。 白杖等を確保する。 また、日常の生活圏であっても、災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。 | <ul style="list-style-type: none"> 避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。 |
| 「聴覚障害者」 | <ul style="list-style-type: none"> 音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。) 緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 外見からは障害のあることがわからない。 聴覚障害者のほかに、知的障害や肢体障害、視覚障害、精神障害などの障害を併せ持つ重複聴覚障害者もいることにも留意。 | <ul style="list-style-type: none"> 音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。 重複聴覚障害者の場合には、さらに併せ持つ障害に応じたニーズがあることに留意。 | <ul style="list-style-type: none"> 正面から口を大きく動かして話す。 文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。(常時筆記用具を用意しておく。) 盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。 重複聴覚障害者の場合には、さらに併せ持つ障害に応じた支援が必要になる。 | <ul style="list-style-type: none"> 手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。(筆記用具等を用意しておく。) 重複聴覚障害者の場合には、更に併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。 | <ul style="list-style-type: none"> 伝達事項は、紙に書いて知らせる。 派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。 重複聴覚障害者の場合には、更に併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。 |
| 「言語障害者」 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 外見からは障害のあることがわからない。 | <ul style="list-style-type: none"> 自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談等による状況把握が必要である。 | | <ul style="list-style-type: none"> 手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。(筆記用具等を用意しておく。) | <ul style="list-style-type: none"> 伝達事項は、紙に書いて知らせる。 派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。 |

| | 避難行動等の特徴 | 特徴的なニーズ | 情報伝達の際の配慮事項 | 避難誘導時の配慮事項 | 避難生活における配慮事項 |
|----------|---|--|--|--|--|
| 「肢体不自由者」 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体の安全を守ることが難しい。 ・自力で避難することが難しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット(空気入れ、パンク修理、工具)も必需品である。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いすが通れる通路を確保する。 ・家具の転倒防止などの安全を確認する。 ・車いす用のトイレを確保する。 |
| 「内部障害者」 | <ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からは障害のあることが分からない。 ・心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ・医薬品を携帯する必要がある。 ・常時医療機材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)を必要とする人がいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助器具が必要である。 ・医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。 ・ストマ装用者にとってはストマ用装具が必要である。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 ・医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ・食事制限の必要な人の確認も必要。 ・薬やケア用品の確保も必要。 ・ストマ装用者にとってはトイレや水道などの水洗い場・補装具置場等が必要。 ・各種装具・器具用の電源確保が必要。 |
| 「知的障害者」 | <ul style="list-style-type: none"> ・急激な環境の変化に順応しにくい。 ・一人では理解や判断することが難しく(緊急事態等の認識が不十分な場合)、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。 ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・精神的に不安定になる場合があることに配慮する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・一人にいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ・災害の状況や避難所等の位置を、短いことばや文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。 ・また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 |

| | 避難行動等の特徴 | 特徴的なニーズ | 情報伝達の際の配慮事項 | 避難誘導時の配慮事項 | 避難生活における配慮事項 |
|------------|--|--|--|--|---|
| 「精神障害者」 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ・自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。 ・普段から服用している薬を携帯する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。 ・服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。 ・精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。 ・また、動揺している場合には、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・孤立してしまうことが多いため、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。 ・服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、量を知っておくこと、例えばお薬手帳などの利用が必要。 ・関係医療機関との連絡・支援体制が必要。 |
| 「難病特定疾患患者」 | <ul style="list-style-type: none"> ・疾患によって、身体障害者手帳を所持し、あるいは、障害者に準ずる状態にあることから、それぞれの障害特性に配慮した対応をとる必要がある。 ・治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・肢体が不自由な場合や、外見からは障害があることが分からない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。 ・人工呼吸器や人工透析などの医療的援助が必要な場合がある。 ・慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・視覚、聴覚に障害がある場合や、認知症をともなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えることが必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者や、内部障害者と同様に、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。 ・常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯することが望ましい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の協力による巡回診療の実施や、人工呼吸器や人工透析をはじめ生命に関わる医療援助を必要とする患者の医療機関への早期移送。 ・服薬を継続するための医薬品の確保。 |
| 「認知症高齢者」 | <ul style="list-style-type: none"> ・時間、場所、人に関する見当が混乱することがある。 ・食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。 ・言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 ・身の回りの物の用途がわからなくなることがある。 ・急激な環境の変化への適応が難しい。 ・服の着替えがうまくできないことがある。 ・環境の変化にぜい弱である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、短い言葉で、わかりやすく理解しやすい方法で情報を伝える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 |

| | 避難行動等の特徴 | 特徴的なニーズ | 情報伝達の際の配慮事項 | 避難誘導時の配慮事項 | 避難生活における配慮事項 |
|-------------|--|--|---|---|--|
| 日本語に不慣れた外国人 | <ul style="list-style-type: none"> 日本語での情報伝達が十分に理解できず、避難等に支障きたす恐れがある。 自主防災組織や避難所運営委員会などの地域住民及び地域組織とのコミュニケーションが図りづらい。 | <ul style="list-style-type: none"> 言語や宗教、文化、生活習慣等の違いに配慮した情報伝達が必要となる。 食料や生活環境等に配慮した収容避難所運営が必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> 多言語やさしい日本語表記、ルビふりなどに配慮した情報伝達が必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> 多言語やさしい日本語表記、ルビふりなどに配慮した情報伝達が必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> 情報伝達について、多言語やさしい日本語表記、ルビふりが必要となる。 宗教上の理由など、食事制限のある人に対して、絵文字(ピクトグラム)などで成分表示を行うなど、配慮が必要である。 言語や宗教、文化、生活習慣等の違いから、避難生活に大きな支障が出るため、通訳ボランティア等の協力を得て多言語等による相談に努める必要がある。 |

5. 地震の基礎知識

(1) 地震発生の仕組み

地震には大きく分けて海溝型(プレート境界型)の地震と活断層による(内陸型)地震があります。

海溝型地震

日本列島が乗っている大陸側のプレートに、海洋側のプレートが毎年数cmずつもぐりこんでいます。そのときに大陸側のプレートが引きずり込まれ、プレート同士の境界にひずみが蓄積されます。それが限界に達したとき、元に戻ろうと跳ね上がり、地震が発生します。発生源が海底にあるため、津波が発生します。

活断層による地震

プレートに蓄積されたひずみのエネルギーが、プレートの内部で破壊を引き起こし、断層ができ、地震が発生します。日本には過去200万年のうち何度か活動し、今後も活動すると考えられる断層(これを活断層という)が1500箇所以上あります。規模は小さくても人間の生活している陸地の浅い部分で発生するため、大きな被害となります。1995年の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)等の直下型の内陸地震が殆どこのタイプです。

(2) マグニチュードと震度

地震のエネルギーの大きさをマグニチュード、各地域での地震の揺れの大きさを震度とといいます。一般的にマグニチュードが大きくても、震源が遠い場合や深い場合は、震度が小さく、逆にマグニチュードが小さくても、震源が近い場合や浅い場合は震度が大きくなります。

(3) 震度と揺れの目安

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。

震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。

大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生する

ことがあります。

この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

表 1 震度と揺れの目安

| 震度 | 人への影響 | 家の中や建物への影響 |
|-----|--------------------------------------|---|
| 0 | 揺れは感じない | |
| 1 | 屋内にいる敏感な人が揺れを感じる | |
| 2 | 屋内にいるほとんどの人が揺れを感じ、屋外では静止している人が揺れを感じる | 電灯などのつり下げているものや、戸・障子がかすかに揺れる |
| 3 | 歩行中の人も揺れを感じる | 戸や障子が動く、棚にある食器類が音をたてる |
| 4 | かなりの恐怖感があり、自動車運転中の人も揺れを感じる | 家屋が激しく揺れ、固定していない置物などが倒れる |
| 5 弱 | かなりの揺れに恐怖を感じ、身の安全を図ろうとする | 棚のものが落ち、固定していない置物が倒れ、家具が移動する |
| 5 強 | 非常な恐怖を感じ、行動に支障をきたす | 棚のものが落ち、タンスなどの重量家具が倒れる |
| 6 弱 | 立っていることが困難になる | 耐震性の低い木造の建物は倒壊するおそれがある タンスなどの重量家具が転倒する ドアの開閉に支障をきたす 建物の壁や窓ガラスが破損し、落下する |
| 6 強 | はわないと動けない | 耐震性の低い鉄筋コンクリート造りの建物が倒壊する恐れがある タンスなどの重量家具が転倒する 戸がはずれて飛ぶ 多くの建物の壁や窓ガラスが破損し、落下する |
| 7 | 揺れにほんろうされ、動けない | 耐震性の高い建物でも傾いたり、大きく破壊するものもある 外壁やタイル、窓ガラスが破損し、落下する |

(4) 津波

海溝型地震が起きるとき、海側のプレートに引きずり込まれていた陸側のプレートが、ひずみに耐えられなくなって、海の底で跳ね上がって津波が起こります。この時に海面が盛り上がって津波が起き、その後四方へ広がり伝わっていきます。津波の伝わる速さは海が深いほど速くなります。沖合いではジェット機なみの速さで進み、陸に近づいてからも新幹線なみの速さがあります。また、遠くで起きた地震では、揺れが弱くても、たとえ全く感じなくても津波が襲って来ることはありますので注意が必要です。

(5) トリアージ・タグ

The diagram illustrates the front and back of a triage tag. The front view (left) contains the following information:

- トリアージ・タグ** (Triage Tag)
- 氏名 (Name): 姓 (Surname), 名 (Given Name), 性別 (Sex), 生年月日 (DOB)
- 住所 (Address): 住所 (Address), 電話 (Phone)
- トリアージ実施日時・時刻 (Triage Date/Time): 月 (Month), 日 (Day), AM/PM, 時 (Hour), 分 (Minute)
- トリアージ実施者氏名 (Triage Operator Name)
- トリアージ実施場所 (Triage Location)
- バイタルサイン (Vital Signs):
 - 意識 (Consciousness): 清明 (Clear), 昏昧 (Clouded), 昏倒 (Unconscious)
 - 呼吸 (Respiration): 回/分, 呼吸困難, 無呼吸 (Breaths per minute, respiratory distress, no breathing)
 - 脈拍 (Pulse): 回/分, 整, 不整, 触知せず (Beats per minute, regular, irregular, not palpable)
 - 血圧 (Blood Pressure): / mmHg
- トリアージ区分 (Triage Category): 0, I, II, III
- Color-coded priority scale: 0 (black), I (red), II (yellow), III (green)

The back view (right) shows a human figure with a corresponding color-coded priority scale: 0 (black), I (red), II (yellow), III (green).

| 優先度 | 識別色 | 分類 | 傷病等の状態 |
|------|-----|----------------------------|--|
| 第一順位 | 赤色 | 救護処置、 搬送最優先順位群 (重症群) | 体幹に重大な危険が迫っていて、速やかに(5～60分以内)に救急医療機関で治療を開始すれば救命可能な人 |
| 第二順位 | 黄色 | 優先順位2番目群 (中等症群) | 今すぐに治療しなくても生命に影響はないが、放置しておくとも生命の危険がある人 |
| 第三順位 | 緑色 | 軽処置群 (軽症群) | トリアージタグは未使用(手に取り付けるだけ)、救護所または近所の医院での救護処置で間に合う人 |
| 第四順位 | 黒色 | 不搬送、不処置群 (死亡群) | 体幹や頭部に重大な損傷があり、既に生命反応がなくなりかかっている人、または既に死亡している人 |

6. 風水害の基礎知識

(1) 雨の強さと降り方の表現

「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。

この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

表 2 雨の降り方一覧表

| 時間雨量 (ミリ) | 予報用語 | 人の受ける イメージ | 人への影響 | 屋 内(木造住 宅を想定) | 屋外の様子 | 災害発生状況 |
|----------------|-------------|--|----------------------------|--|--|--|
| 10以上～ 20未満 | やや強い 雨 | ザーザーと 降る | 地面からの跳 ね返りで足元 がぬれる | 雨の音で話し 声が良く聞き 取れない | 地面一面に水たまりが できる (車) ワイパーを速くしても 見づらい | この程度の雨でも 長く続く時は注意が 必要 |
| 20 以上～ 30未満 | 強い雨 | どしゃ降り | 傘をさしていて もぬれる | | | 道路が川のようになる (車) 高速走行時、車輪と路 面の間に水膜が生じ ブレーキが効かなくな る(ハイドロプレーニン グ現象) |
| 30 以上～ 50未満 | 激しい雨 | バケツをひっ くり返したよう に降る | | | 傘は全く役に立 たなくなる | |
| 50 以上～ 80未満 | 非常に激し い雨 | 滝のように降 る(ゴォー と降り続く) | 寝ている人の半 数くらいが雨に 気がつく | | | 都市部では地下室 や地下街に雨水が 流れ込む場合があ る マンホールから水 が噴出する 土石流が起こりや すい 多くの災害が発生 する |
| 80以上～ | 猛烈な雨 | 息苦しくな るような圧 迫感があ る。恐怖を 感ずる | | 雨による大規模な 災害の発生するお それが強く、嚴重な 警戒が必要 | | |

(2) 台風

熱帯地方で、地上付近で暖められた空気が軽くなって上昇していくと、地上付近は気圧が低くなります。これを「熱帯低気圧」といいます。空気は気圧の高いところから低いところに動くため、熱帯低気圧の周囲からは空気が吹き込むようになります。このように空気が動くときに、地球の自転などの影響で「渦」を巻くようになります。中心の上昇した空気が上空にあが

って膨張すると、水蒸気が水滴に変わって雲を作ります。水滴ができるようになると、そのときのエネルギーで上昇気流がますます強くなり、地上付近は低気圧が強められていきます。このようにして、「熱帯低気圧」がどんどん強くなり、中心付近の最大風速が毎秒 17 メートルをこえると、「台風」とよばれます。台風が発生してから消滅するまでには大きくわけて、発生期、発達期、最盛期、衰弱期の 4 つの段階があります。台風の一生は、おおよそ次のように分類できます。

発生期：熱帯の海上で積乱雲が発生し、これがいくつかまとまって熱帯低気圧となります。

発達期：熱帯低気圧の中心の気圧が下がると風速も強くなり、台風となっておおむね西に進みます。(域内最大風速 17m / 秒以上)

最盛期：太平洋高気圧の周辺に吹く一般流にのって進み、北緯 25 度付近で北から北東に向きを変えます。台風の勢力が最も強いのがこの期間です。

最盛期または衰弱期：強い勢力のまま日本列島に上陸することもあります。地形の影響で勢力がやや衰えることもあります。

衰弱期：台風を中心に寒気が流れ込むと、前線ができて温帯低気圧に変わります。低気圧に変わってからますます発達することもあるのでまだ注意が必要です。

「大型で強い台風」「強風いき」など、台風情報に出てくる台風の大きさと強さを表すことばの意味を覚えておくとニュースを聞くときなどに役立ちます。台風情報の中では「大型で強い台風」のような表現がよく使われます。台風はそのおおよその勢力を示す目安として、「大きさ」を「大きい」「非常に大きい」の 2 段階、「強さ」を「強い」「非常に強い」「猛烈な」の 3 段階の形容詞をつけて表します。「大きさ」とは「平均風速毎秒 15 メートル以上の強風が吹いている範囲の半径」のことを言い、「強さ」とは「域内の最大風速」のことを言います。「非常に大きい(超大型の)」と言えば、日本列島がほぼ覆われるほどの、半径が 800 キロメートルを越える大きさです。「大きさ」が 500 キロメートル未満、「強さ」の秒速毎秒 33 メートル未満の場合は単に「台風」とよびます。

台風や発達した低気圧の周辺で、平均風速毎秒 15 メートル以上 25 メートル未満の風が吹いている範囲を「強風域」、平均風速が毎秒 25 メートル以上の風が吹いている範囲を「暴風域」といいます。台風や低気圧の情報などでは、「毎秒 25 メートル以上の暴風域」、「毎秒 15 メートル以上の強風域」というように、具体的な風速をつけて表現されます。

台風が日本に来ることはその地理的な特性上、避けようのないことです。大切なのは、台風や豪雨の情報をテレビやラジオでしっかりと聞き、被害をできるだけ少なくするように備えることです。

表 3 台風の大きさと強さの表現

| 大きさの表現 | |
|--------------|-----------------------|
| 形容詞 | 風速 15m / s 以上の半径 |
| 大型 (大きい) | 500km 以上 800km 未満 |
| 超大型 (非常に大きい) | 800km 以上 |
| 強さの表現 | |
| 形容詞 | 域内の最大風速 |
| 強い | 33m / s 以上 44m / s 未満 |
| 非常に強い | 44m / s 以上 54m / s 未満 |
| 猛烈な | 54m / s 以上 |

表 4 風の強さとそのときの状況

| 風速 (m / s) | 速度圧 (kg / m ²) | 状況 |
|------------|----------------------------|---------------------------------|
| 5 | 1.6 | 木の葉が動く。 |
| 10 | 6.2 | 雨傘をさしていると壊れはじめる。小枝が動く。 |
| 20 | 25.0 | 取り付けの悪い看板が飛ぶ。風に向かって歩きにくい。 |
| 30 | 56.2 | 煙突が倒れ、瓦がはがれはじめる。人間が吹き飛ばされる。 |
| 40 | 100.0 | 雨水がたわんで、敷居からはずれ、吹きぬかれる。立ち木が倒れる。 |
| 50 | 156.0 | 屋根が飛ぶ。小石が飛び散る。列車も倒れる。 |
| 60 | 255.0 | たいていの木造家屋が倒れる。 |
| 70 | 306.0 | 鉄塔の曲がるものが出る。 |

- (注) 1. 風速は瞬間風速
 2. 最大瞬間風速 32m / s 以上で人間は吹き飛ばされる
 3. 地域により異なるが、風速が 20m / s 以上：列車注意運転
 25m / s 以上：状況により列車運転見合わせる。
 30m / s 以上：列車運転中止

台風の進む方向と中心に向かって風がふきこむ方向が同じなので、台風は進む方向に向かって「右側（東側）の方の風が強い」と覚えておきましょう。台風は、中心に向かって、時計の反対回り方向に強い風が吹き込んでいる巨大な空気の渦巻きです。そのため、この中心に吹き込む風の向きと、台風を動かしている風（一般流）が同じ方向になる台風の右（東側）の半円では、風が強くなります。反対に、吹き込む風と一般流が逆方向になる左（西側）の半円では、風はいくぶん弱くなります。

右半円を危険半円、左半円を可航半円（船が航行できるという意味）と呼びます。台風情報を

見ていて、台風が中心が自分の住んでいる場所のすぐ西側を通りそうな時は、風が強くなるので注意が必要です。過去の台風の記録を見ても、進行方向の右側（東側）で中心から約 50～100km くらいが最も風が強いことが分かっています。大阪に影響を与える台風では、大阪の西北側を通る場合は暴風雨や高潮を伴いやすく、東側を通る場合は豪雨をもたらす水害が発生しやすくなります。

中心部は台風の「目」とよばれ、比較的風が弱くなっています。一般に台風が中心が近づくと風はしだいに強くなりますが、「目」の近くになると風は弱くなり、青空や星が見えることもあります。「目」が過ぎると、こんどは逆向きの強い「ふき返しの風」がふいてくるので注意が必要です。

日本には来なくても台風は一年中発生していますが、発達した台風が一番日本の近くを通りやすいのは 9 月ごろです。熱帯の海上では、1 年中台風が発生しています。冬から春先にかけては低緯度で、夏になると高い緯度で発生します。高気圧が日本列島を覆う 7～8 月は、台風は朝鮮(ちょうせん)半島や大陸に向かうことが多くなります。発生数が一番多いのは 8 月ですが、上空の風が弱いため台風が停滞したり、複雑な進路をとったりします。太平洋高気圧が東に後退する 9 月には、台風は日本付近を通ることが多くなります。このとき、日本付近に停滞している秋雨前線の活動を活発にして大雨を降らせることがあり、1934 年に大災害をもたらした室戸台風、1959 年の伊勢湾台風などは、ほぼこの経路で日本に上陸しています。10 月以降は、太平洋高気圧が弱まって東海上に下がるため、台風は日本列島からは遠ざかって北東に進むことが多くなります。ただし 1990 年に台風 28 号が和歌山県白浜に上陸したのは 11 月 30 日で、この時期であっても注意が必要です。

最近 30 年間の平均で、台風は 1 年に約 28 個発生しそのうち 3 個が日本に上陸しています。上陸はしないとしても、11 個の台風は、その中心が海岸線から 300km 以内の近くを通っています。台風は上陸しなくても、関東地方に接近して房総半島沖を通るような場合には関東地方に暴風や大雨をもたらします。

(3) 注意報・警報

大阪府の警報基準

警報は、気象現象などによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警戒を呼びかけるために発表します。具体的には次の警報基準に達すると予想した場合に発表します。

表 5 警報基準

| | | | | | |
|-----------------|----------|-----------------------|---------------|-------|-------|
| 発表官署 | 大阪管区気象台 | | | | |
| 一次細分区域 | 大阪府 | | | | |
| 二次細分区域 | 大阪市 | 北大阪 | 東部大阪 | 南河内 | 泉州 |
| 暴風警報（平均風速） | 陸上 20m/s | | 海上 25m/s | | |
| 暴風雪警報（平均風速） | 陸上 20m/s | | 海上 25m/s 雪を伴う | | |
| 波浪警報（有義波高） | 3m | - | - | - | 3m |
| 高潮警報（潮位：TP上） | 2.2m | - | - | - | 2.2m |
| 大雨警報 | 1時間雨量 | 40mm（降り始めからの雨量 100mm） | | | |
| | 3時間雨量 | 70mm | | | |
| | 24時間雨量 | 130mm | 160mm | 130mm | 130mm |
| 洪水警報 | 1時間雨量 | 40mm（降り始めからの雨量 100mm） | | | |
| | 3時間雨量 | 70mm | | | |
| | 24時間雨量 | 130mm | 160mm | 130mm | 130mm |
| 大雪警報（24時間降雪の深さ） | 平地 20cm | 山地 40cm | | | |

警報名欄の（ ）内は基準となる気象要素などを示します。

TPは東京湾平均海面を意味し、この海面を基準面として測った潮位を示します。

暴風、暴風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪の各警報基準における「以上」は省略しています。平地とは標高200m以下の地域、山地とは標高200mを超える地域をいいます。

大阪府の注意報基準

注意報は、気象現象などによって、災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を呼びかけるために発表します。

具体的には次の注意報基準に達すると予想した場合に発表します。

表 6 注意報基準

| | | | | | |
|----------------------|------------------------|----------------------|---------------|-----|------|
| 発表官署 | 大阪管区気象台 | | | | |
| 一次細分区域 | 大阪府 | | | | |
| 二次細分区域 | 大阪市 | 北大阪 | 東部大阪 | 南河内 | 泉州 |
| 強風注意報（平均風速） | 陸上 12m/s | | 海上 15m/s | | |
| 風雪注意報（平均風速） | 陸上 12m/s | | 海上 15m/s 雪を伴う | | |
| 波浪注意報（有義波高） | 1.5m | - | - | - | 1.5m |
| 高潮注意報（潮位：TP上） | 1.5m | - | - | - | 1.5m |
| 大雨注意報 | 1時間雨量 | 20mm（降り始めからの雨量 50mm） | | | |
| | 3時間雨量 | 40mm | | | |
| | 24時間雨量 | 70mm | | | |
| 洪水注意報 | 1時間雨量 | 20mm（降り始めからの雨量 50mm） | | | |
| | 3時間雨量 | 40mm | | | |
| | 24時間雨量 | 70mm | | | |
| 大雪注意報 （24時間降雪の深さ） | 平地 5cm | 山地 20cm | | | |
| 雷注意報 | 落雷等により被害が予想される場合 | | | | |
| 乾燥注意報 | 最小湿度 40%以下で、実効湿度 60%以下 | | | | |

| | | | | | |
|---------------|--|---------|---------|---------|--------------------|
| 濃霧注意報 (視程) | 陸上 100m 海上 500m | 陸上 100m | 陸上 100m | 陸上 100m | 陸上 100m 海上 500m |
| 霜注意報(最低気温) | 4月15日以降の晩霜 4 | | | | |
| なだれ注意報 | (1)積雪の深さ 20cm 以上あり、降雪の深さ 30cm 以上 もしくは (2)積雪の深さ 50cm 以上あり、最高気温 10 以上 またはかなりの降雨 | | | | |
| 低温注意報 | (最低気温) マイナス 5 以下 (能勢・生駒山を除く) | | | | |
| 着雪注意報 | (24時間降雪量) 平地 20cm 山地 40cm (気温) マイナス 2 ~ 2 | | | | |

注意報名欄の()内は基準となる気象要素などを示します。

TP は東京湾平均海面を意味し、この海面を基準面として測った潮位を示します。

強風、風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪の各警報基準における「以上」は省略しています。

濃霧、霜の各注意報基準値における「以下」は省略しています。

平地とは標高 200m 未満の地域、山地とは標高 200m 以上の地域をいいます。

(4) 外水氾濫と内水氾濫

外水氾濫とは、河川そのものの水位が上昇して引き起こされる水害のことです。これに対し内水氾濫とは、市街地に降った雨水をスムーズに河川に放出できないことで起こる水害のことです。内水(市街地に降った雨)は、そのままでは河川に流れ込むのに時間が掛かるため、下水道の雨水管やポンプ施設によって人為的に河川へと排水されているが、最近は局地的な豪雨が頻発しており、ポンプ施設の能力が雨量に追い付かなかったり、外水の水位が上昇して排水できないなどの原因で内水氾濫が増えています。

ふだんよりはるかに多い水が川を流れる現象を洪水といいます。日本では台風や梅雨など一時的に大量の雨がふることが多く、川はたいてい短くせまく急勾配なので一時的に降った雨は一時的な洪水として短時間に海まで流れ出ます。

また森林や水田だった場所が人工的に住宅地に変えられて、水を地中にとどめておく働きがほとんどなくなったり、地面が建物や舗装などでおおわれて雨水が地下にしみこまなくなると、ふった雨のほとんどが短時間に川に達します。また水路を改修して流れやすくしたりすると、短時間に多くの水が流れ、川の水位も高くなります。このように、洪水の発生は流域の土地利用と大変深い関係があります。

内水氾濫が生じやすい地形には、平野の中より低い個所である後背低地・旧河道・旧沼沢地など、砂州・砂丘によって下流側が塞がれた海岸低地や谷底低地、とくに昔の潟(出口が閉ざされた入り海、市街地化の進んだ丘陵・台地内の谷底低地、台地上の凹地や浅い谷、地盤沈下域、ゼロメートル地帯、干拓地などがあります。大阪市では、河川が氾濫した場合と内水氾濫の場合の浸水が予測される地域を水害の防災マップとして作成しています。自分の地域がどんな地形か、またどのようなとき浸水が予測されるのか知っておきましょう。

(5) 高潮

高潮とは、台風や強い低気圧が原因で海水面が高くなる現象です。台風の強い風が海岸に向かって吹く場合、海水が海岸に吹き寄せられて海面が上昇します。これを「吹き寄せ効果」といいます。また、台風が接近して気圧が低くなると海面吸い上げられて持ち上がります。これを「吸い上げ効果」といいます。気圧の低い強い台風が接近して、湾の奥に向かって強い風が吹けば吹くほど、大きな高潮が起こります。台風の風は右側が左側よりも強いので、東京湾、大阪湾、伊勢湾などのように南に開いた湾で、台風の中心が湾の西側を通るときに大きな高潮が発生します。

「吹き寄せ効果」では風速が2倍になると、海面の高さは4倍になります。「吸い上げ効果」では、気圧が1hPa（ヘクトパスカル）低くなると海面がおよそ1cm高くなるといわれます。

7. 図上訓練の進め方

「危機管理の本質」である「先手で事態に対応する。」ことや「臨機応変に対応する。」ために必要とされる、緊急時の状況予測能力、状況判断応力、意思決定能力の向上を主たる目的に、これらに基づく対応の具体化（計画、指示、連絡調整等）を、地図を使用し状況を設定・付与して行われる訓練で、通常屋内で実施します。

区役所や消防署の協力を得ながら自主防災組織が中心となって地域で図上訓練を実施してみましょう。

(1) 図上訓練の種類

市で実施している図上訓練には以下の種類がある。

- ・ 図上訓練（D I G）
- ・ 図上シミュレーション訓練
 - ロールプレイング方式
 - セミロールプレイング方式
- ・ 状況予測型図上訓練
 - （イメージトレーニング方式）
- ・ M・M（Map, Maneuver）訓練

(2) 各図上訓練の概要

- ・ 図上訓練（D I G）

D I Gは、災害対応の簡易型図上訓練で、Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)の頭文字をとって名づけられたもので、だれでも簡単に参加でき、楽しみながら地図を使用して防災を考えることができる訓練です。

D I Gには、「防災意識を掘り起こす、地域を探求する、災害を理解する。」といった意味も込められており、参加者が大きな地図を囲み、書込みを加えながら楽しく議論していくなかで災害をより具体的にとらえ、実効性のある具体的な対策を話し合い、人と人の輪を広げることができるものです。

一般的に、市民参加型訓練として市内各地で実施されています。

- ・ 図上シミュレーション訓練

コントローラー（訓練を統制する側）から時間経過に応じて順次示される災害発生状況や関係機関等の状況に基づき、プレーヤー（訓練実施者）が、災害発生時実施することになる、情報収集、状況判断・意思決定（対策会議等）、対応策の具体化・実行（関係者との調整、指示の実施）

等の活動を、地図を使用し実際に即してトレーニングすることができる訓練です。

一般的に行政機関等の訓練で実施されていますが、市民参加型の避難所運営訓練の本部運営訓練としても実施されるようになってきています。

- ・ 状況予測型図上訓練

文書や地図等で付与された特定時間での「状況」に基づき、災害発生状況や災害対応の姿、今後の推移等の予測などについてイメージアップして、防災に関する様々な対応や対策を、地図を活用しより具体的・多角的に理解・検討することができる訓練です。

- ・ M・M (Map, Maneuver) 訓練

地図上に訓練参加者や訓練に関係する各機関の状況、関係施設・器材及び発生した被害状況等を、模型や標識などを使用して配置・展開し、時間の推移に応じた災害対応や関係機関との連携要領等を検討・確認することができる訓練です。

時間経過ごとの災害対策上の問題点の発見や、災害対策の実施要領の徹底などに有効な訓練方式です。

(3) 図上訓練 DIG の進め方

訓練準備

ア 訓練の企画・運営（担当）にあたる人

- ・ 訓練参加者を募集し、10名基準のグループに区分します。
- ・ テーマを決定（震災、津波、水害等）します。

地域での被害想定などから優先順位を設け対象とする災害を決めましょう。例えば、東南海・南海地震、上町断層帯地震、大雨洪水、台風、その他火事などです。

- ・ 対象地域の範囲

自主防災組織の活動範囲などを考慮して、図上訓練の対象とする地域を決めましょう。例えば、小学校区を範囲としたりもっと小さな町会程度の範囲で行うなどを決めます。

- ・ 参加者への呼びかけ

例えば、災害時の役割から考えて、地域防災リーダーや町会の役員、災害時に何らかの役割を担っている人たち、一般の住民など、目的に合わせて参加者の対象範囲を考えます。また、高齢者、子どもたちなど参加者の年代を決める場合もあります。

- ・ 地域の地図など

訓練を進める人と協力し、場所の確保、地図、用具の準備を実施します。

イ 訓練参加者

- ・ 想定された役割の立場で、議論をしてください。(心の準備)
- ・ 企画・運営担当と調整し、グループリーダー、書記、発表者を決定して下さい。
- ・ 留意事項
他の参加者をお客様にしないで、参加者全員が発言できるようにしましょう。
また、グループの意見を発表する際に、この際と持論の演説は控えましょう。議論し発表する事項をさて置き、別の話しや別の質問に熱弁をふるうことも避けたいものです。
(質問は個別に実施しましょう。疑問を解消することも大切です。)

ウ 訓練を進める人(進行役、ファシリテーター)

- ・ テーマに応じ、訓練の進め方を検討し決定します。
- ・ テーマに応じた被害想定を作成します。(区役所にご相談ください。)
- ・ 訓練参加者に付与する状況を検討し決定してください。
- ・ 参加者の参考となる事例紹介等の準備や講評の準備も、効果的な訓練のため必要です。
- ・ グループごとの補助者・ファシリテーターを選定し、訓練の進め方等を事前調整します。

エ 準備するもの

- ・ 地図
訓練対象地域の地図(住宅地図等)を、A 1(594mm×841mm)またはA 0(841mm×1,189mm)サイズ程度に拡大し、グループごとに各1枚準備。(道路がほぼ正確に入っている地図が必要)
大きな地図を用意するには、特殊なコピー機などが必要になります。地域でそのようなコピー機やプリンターを持っている人をお願いできれば良いのですが、ない場合は地図をいくつかに分けてA 4やA 3サイズにコピーして、つなぎ合わせて大きな地図を作るのもよいでしょう。こういったつなぎ合わせる作業を参加者にしてもらうことで、コミュニケーションをとってもらうのもよいでしょう。
- ・ 透明シート
一枚で地図全体を覆えるビニールシートを準備。地図の上に敷き、油性ペン等で書き込みをするためのものです。ホームセンターなどで販売しているテーブルクロスなど、厚みは薄いもので大丈夫です。
- ・ 油性ペン(水生ペンでも可能ですが、手が汚れ記入内容が消えます。)
「太+細」の8色又は12色セットがおすすめ。
- ・ 文字を消すもの
地図上に書き込んだ情報等の修正用。(専用のアードクリア消去ペンが最適)
- ・ 地図上への 印等の表示用のシール

課題で指定する色のシール等を準備。(大小必要)

- ・ 付箋(ふせん)

地図上の表示に使ったり、意見を書き出ししたりするときに使います。75ミリ四方くらいのものが便利でしょう。

- ・ 名札

参加者の所属や氏名等を記入します。特に参加者同士が、あまり顔なじみでない場合などはあるとよいでしょう。

- ・ プロジェクターとスクリーン

訓練を進めるにあたっては、状況付与や課題等を参加者全員が理解するために、パソコン等によりスクリーンに映し出すことが効果的です。

- ・ その他

セロハンテープ、名札、はさみ、色紙、メモ用紙、筆記具等、カメラも準備。

- ・ 会場準備

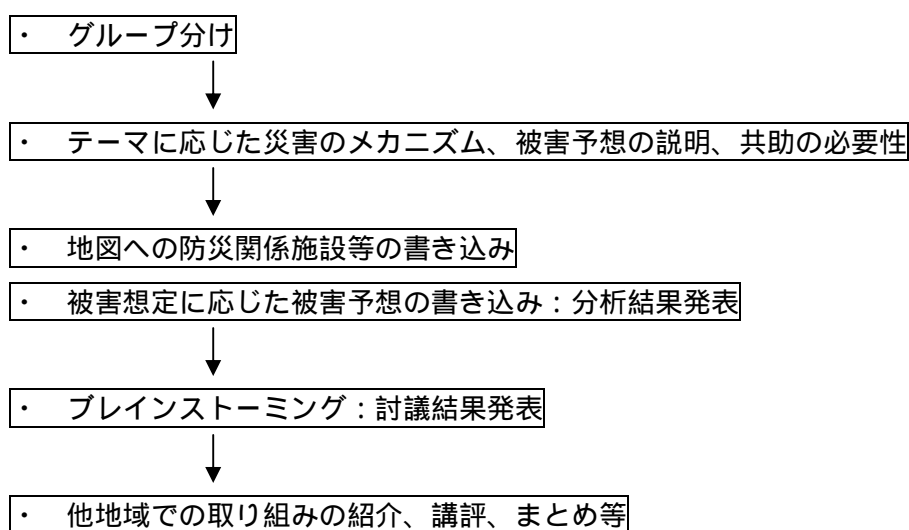
10名程度で1枚の地図を囲んで討議できるよう机・いすを準備、スクリーンを正面に配置し、パワーポイントが確実に使用できるように準備。

開始20分前までには、資料配布を含め、準備を完了。

参加者と協力し受け付けを実施し、努めて同一町会など同一の地図で検討できるようグループを編成することが望ましい。

訓練の実施(進め方)

ア 全般の進め方(流れ)



イ グループ分け

開始に先立ち、グループ分けの確認、リーダー、書記、発表者を確認します。

(開始前までに決めておいたほうが効率的です。)

ウ テーマに応じた災害のメカニズム、被害予想の説明、共助の必要性

ワークショップの目的、テーマ、地域の範囲、参加者等に応じ、テーマに応じた災害のメカニズム、市の防災マップや被害想定等に基づく地域の被害予想等及び自助・共助の必要性などを説明します。

エ 防災関連施設などの地図への書き込み

区役所、消防署、警察、病院、避難所、災害時に利用できる主要道路、貯水槽、河川、水路、防災資器材の保管場所、防災関連施設等を地図に書き込み、災害対応の観点からわがまちの分析を開始します。

オ 被害予想の地図への書き込み

被害想定に沿って、想像力を豊かに「災害時に考えられる被害状況」をイメージして、わがまちでの家屋の倒壊や火災、浸水等とともに危険箇所等を書き込みます。

書き込みを加えながら、わがまちの防災上の「弱み」、「強み」、「平素から何をしておけばよいか」などを話し合しましょう。

わがまちの分析結果、即ち、災害に対するわがまちの弱点、強い点をグループごと発表してもらいます。

カ ブレインストーミング：討議結果発表

時間の経過に沿って起こる出来事を、課題として付与します。課題は、「町内の安否確認をどのようにするのか」、「警報伝達をどのようにして確実に実施するのか」、「救急車、消防車等が来られないなかで多数の市民が倒壊建物の下敷きとなった。救出・病院搬送はどのようにするのか」、「お年寄りなど要援護者が自力で避難できない。日頃からどのように対策を講じておくのか」、「避難所をどのように開設するのか」等、阪神淡路大震災などの震災時、市民が実際直面した問題を主体にし、わがまちの特性に起因する問題を段階的に検討できるように付与しましょう。

参加者同士で、どのように対応するかを話し合います。お互いの意見に批判をせず、自由に意見を出し合います。

グループごとに話し合った内容を発表します。発表方法も課題の内容に応じ略図を使う等、工夫すればより効果が上がるでしょう。

日頃から自分達でやるべきことを何か1つでも提案し、あるいは、やるべきことを具体化するための今後の活動を提案して、次回の取り組みへつなげるようにしましょう。

キ 他地域での取り組みの紹介、講評、まとめ等

各グループの話し合いで生まれた優れた発見や提案をみんなで共有するとともに、市内各地での取り組み事例等を紹介など、わがまちの防災対策が具体化するように事例紹介をしてみましょう。

これらをもとに、次回以降の取り組みについての具体的な施策決定を重点に、まとめや講評をするのが良いでしょう。

事後の施策への反映

ア 図上訓練DIGは取り組みのスタートです。

DIGで発見した、わがまちの「弱み」や「強み」をもとに、討議などで提案された各種の取り組み案などを、わがまちの事情に合わせて逐次具体化し、日頃からの施策として実行していきましょう。

イ 実際にわがまちに出てみましょう。

地図を持ちながら実際のまちを歩き、現地の実態を確認（防災関係の各種施設・設備の位置・状況、避難経路の状況、危険な箇所、道路・河川の状況等）してみましょう。何十年も住み慣れたまちでも防災の観点からまちを見直せば新しい発見があるはずです。

そして、現地の実態にあった防災の取り組みを考えましょう。

ウ 現地訓練をやってみましょう。

避難所開設訓練、まちなか防災訓練、避難訓練等を、実際の場所を使用し、実際発生すると思われる状況で訓練してみましょう。

エ いろんな人と図上訓練（DIG）をやってみましょう。

いろんな人に参加してもらい、いろんなグループでやってみれば、より具体的な施策を見出すことができ、新しいつながりが生まれるでしょう。

オ 町会等、地域の防災マップを作ってみましょう。

最も身近な我が家の周辺の防災関係施設や救助・消火設備などを地図にして、とっさの災害対応に役立てましょう。

カ 町会等で、お互いの安否確認の方法や警報伝達の方法など、地域で協力できる仕組み作りを実施しましょう。

(4) その他

ファシリテーターの役割

ファシリテーター（facilitator）とは、ファシリテーション（facilitation）を行う人です。一般に進行役、促進役、推進役、引き出し役、調整役、介助役、世話人などと訳されます。

チームや集団（会議などの一時的な集団を含む）において、中立的な立場からその集団の活動プロセスを管理し、成果が最大となるように支援する人をいいます。社会活動・住民活動などにおいては、参加者を盛り立てて意見を引き出し、提案をまとめ上げる役割の人をいいます。

地域で防災普及活動を行う上で、ファシリテーターの役割は重要となります。住民を上手に活動に参加させ、活発に活動を行えるよう調整や促進役がいることで、地域の防災力の向上につながります。地域防災リーダーは、このファシリテーターとしての役割も担います。

まち歩きのポイント

室内にいて地図に向かうだけでなく、目的を持ってまちに出かけて見ましょう。まち歩きをするときは、図上訓練のような大きな地図ではなく、携帯しやすいようにいくつかの地区に分けるなどしましょう。カメラを持って写真を撮ることも良いでしょう。

災害図上訓練で認識した防災倉庫の場所や、避難地や避難所の大きさや規模、病院の配置などを確認してみましょう。また、避難路を実際に歩き、ブロック塀などの危険物のある場所や、駐車違反が多く道幅が狭くなっているところなどを確認しておきましょう。

いろいろな人の声を聞いたり、テーマを決めて写真を撮ったり、歩いて見つけたモノや情報を地図に書き込んでみることで新しい発見があるでしょう。

8. 防災ゲーム

(1) クロスロードゲーム

「クロスロード」は、文部科学省大都市大震災軽減化特別プロジェクトの研究成果物です。

「クロスロード」の著作権は、チームクロスロード（吉川肇子＋矢守克也＋網代剛）にあります。

「クロスロード」および「Crossroad」は、登録商標（2004 83439 および 2004-83440 番）です。

下記のホームページから購入することができます。

<http://www.drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/staff/yamori/>

クロスロードゲームは、災害の場面を示すカードを何枚か用意し、それぞれの場面で自分ごとのように対応するかを考え、参加者同士で話し合い、意見や価値観の違いを共有するゲームです。特に災害未経験の人たちや子どもたちには、住民と一緒にゲームに参加することにより、災害対応の内容を知り、その難しさや自分とは異なる意見があることを学ぶことができます。



準備するもの

問題カード（1人10枚）

イエス・ノーカード

賞品（子どもの場合はクッキーや、飴など、お菓子を用意すると楽しくゲームができます）

事前にしておくこと

参加者への呼びかけ

班編成

1班をおよそ10人以下として、班編成

ゲームの手順

- (ア) ジャンケンで最初の人を決める。(順番は時計回り)
- (イ) 順番が回ってきたら... 手持ちの問題カードから読み上げるカードを1枚決め、読み上げる。
- (ウ) 全員で... メンバーは全員「自分ならどうするか?」を決めて、手持ちのイエス・ノーのカードを選び、裏を向けて自分の場に出す。
- (エ) ゲームの判定...一斉にカードを表に返す
- (オ) 賞品獲得... (基本) 多数派の意見であった人は、クッキーを1枚取る。
多数派・・・クッキー
少数派・・・お菓子なし
- (例外) 少数派でも意見がただ1人だった場合はチョコレートクッキーを取る。
- (カ) みんなで討論しよう...発表された意見を元に、将来に向かっての対策など意見交換を行ないましょう。

(2) 防災ダック

<http://www.drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/staff/yamori/>

幼稚園から小学校低学年の子どもの対象にした、画期的なお遊戯型の安全教育教材です。自然災害だけでなく、火災、交通事故、誘拐など、身を守るための「最初の第一歩」を学びます

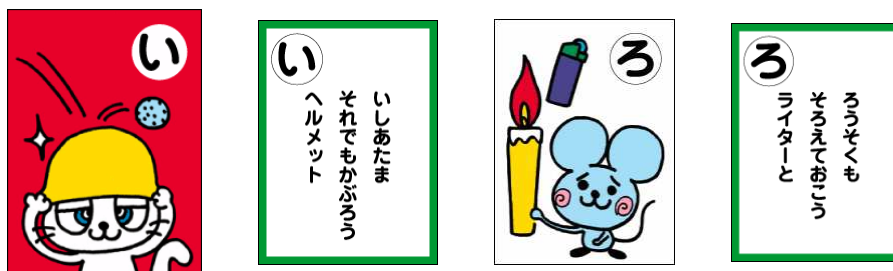
図 1 防災ダック



(3) 防災カルタ

<http://www.nhk.or.jp/nagoya/bousai/karuta/index.html>

図 2 防災いろはカルタ



(4) ぼうさい駅伝

「ぼうさい駅伝」は、防災に関するクイズとすごろくの組み合わせで、楽しみながら防災知

識が身に付くゲームです。自分たちでクイズ問題を考えることで、さらに楽しく、防災について考えることができます。

事前しておくこと

参加者の募集

準備するもの

ぼうさい駅伝の材料

下記のホームページから購入することができます。

<http://www.sbk.or.jp/top.html>

ゲームの手順

すごろくの要領でゲームを進めていきます。

図 3 ぼうさい駅伝



(5) 防災すごろく

このすごろくでは、子供からお年寄りまで、皆さんで、災害への備えを確認していただくことができます。遊び方は普通のすごろくと同じです。「ふりだし」は1月です。毎月災害への備えをしながら、早く「あがり」にたどりつくようにしてください。

下記のホームページから購入することができます。

<http://www.s-coop.net/rune/bousai/sugoroku.html>

事前しておくもの

参加者の募集

準備するもの

防災すごろくセット

ゲームの手順

ひとりが一つずつコマをもって、サイコロをふります。サイコロの出た目によって、進めるかどうかが決まります。ただし、「1」の目は特別です。「1」が出たら、大ナマジンだけが1マス進みます。このときは、だれも進むことができません。大ナマジンに追いつかれることなく、「あがり」にたどり着いた人が勝ちです。

図 4 防災すごろく



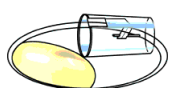
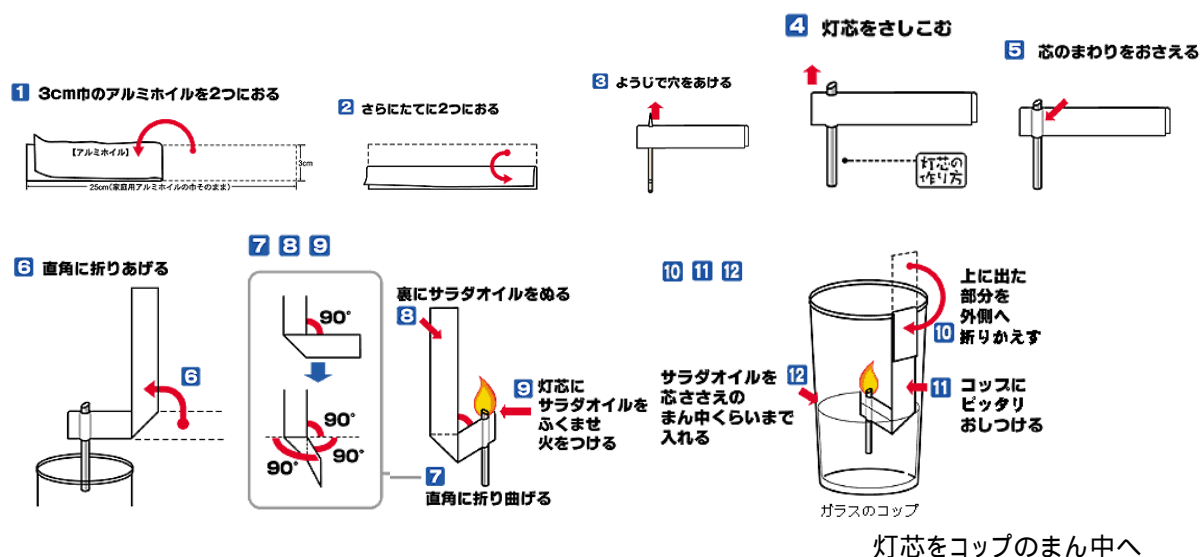
9. 防災手作りグッズ

(1) 手作りランプ

どこの家庭でもある食用油で手作り野ランプが作れます。災害の備蓄がない場合にも誰でもすぐに作れる最も簡単な灯りと暖が取れる方法です。

<http://www.sbk.or.jp/top.html> に載っています

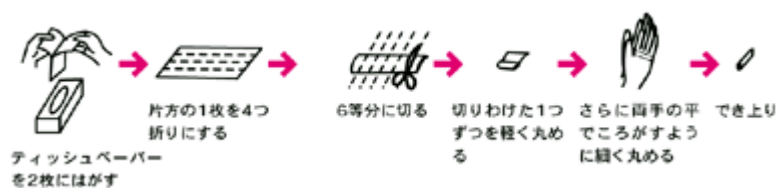
ほのほのおがりのつくり方



安全灯

コップがたおれても、中の油が外に出るだけで、炎はコップの中にのこり火災になりません。

芯の作り方



(2) かみぶるる

下記ホームページからダウンロードすることができます。



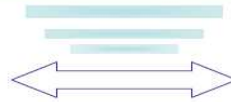
紙ぶるるの使い方

地震に弱い建物の特徴を実験しながら楽しく理解できるペーパークラフト教材です。紙ぶるるを自分で揺らして、どんな時に大きく揺れるか？どうしたらあまり揺れなくなるのかをあれこれ試しながら勉強できます。

実験① 屋根の重さによる揺れ方の違い

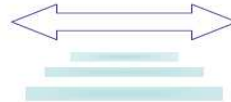


屋根が重い建物は、一般的に地震には不利です。地震の時にその重さに比例した横方向の力を受けるからです。そのため軽い屋根（＝重たい屋根無し状態）にくらべ、大きな力が柱にかかってしまいます。また、重たい屋根が乗ることで固有周期が長くなり、ゆっくり大きく揺れるようになります。実際に自分で揺らすことで、その変化を体感して学習することができます。



実験② 上下階の剛性の偏りによる揺れ方の違い

1階に広間や大きな開口部を持ち、2階には小さな個室をたくさん持つ住宅や、1階がガレージや店舗のような建物が多く見られます。このような建物は1階は壁が少なく2階に壁が多いので、相対的に1階が弱い建物になります。そういった建物が揺れると2階はほとんど変形せず、そのぶん1階が大きく変形します。その変形量に耐えられなくなった柱が破壊し、1階のみ前壊します。それが左下の写真です。このように前壊する住宅は多くあります。



実験③ 耐震補強前後の揺れ方の違い

補強のため少ない材料で効果があるのは筋交いです。筋交いとは柱と柱の間に入る斜材で、向きが異なるように設けます。筋交いがあると丈夫になるということが理解できます。しかしただ筋交いを入れればいいわけではなく、上下階にバランスよく配置し剛性の偏りをなくすことが大切であることが分かります。こうして、耐震補強をすることの大切さやそのメカニズムを学習することができます。

10. その他

民間老朽住宅建替支援事業におけるアクションエリア（防災性向上重点地区）と特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（優先地区）

なお、ご相談・お問い合わせは、

大阪市住まい公社 耐震・密集市街地整備支援課 電話 06 - 6882 - 7053

〒530-0041 大阪市北区天神橋 6 - 4 - 20

ただし、生野区南部地区（下表の赤字斜体記載部分）は、

生野南部事務所 電話 06 - 6717 - 8266

〒544-0025 大阪市生野区生野東 4 - 8 - 11

赤字(斜体)は優先地区

赤字(斜体)は生野区南部地区

| 区名 | 町丁名 |
|-----|---|
| 淀川区 | 新高1丁目(歌島豊里線以北、服部十三線(国道176号線)以东)、新高3丁目、西三国1丁目~3丁目、西三国4丁目(一部)、西宮原2丁目(1番地、7番地を除く)、西宮原3丁目、三国本町2丁目~3丁目 |
| 福島区 | <i>海老江2丁目~8丁目、大開1丁目~2丁目、</i> 玉川3丁目(1番地、2番地を除く(中央市場北側市道以北))、玉川4丁目、野田2丁目(1番地を除く(中央市場北側市道以北))、野田3丁目、野田5丁目、野田6丁目(5番地を除く(摂津精油東側市道以东))、吉野2丁目~4丁目 |
| 都島区 | 東野田町5丁目、都島中通1丁目~3丁目、都島本通3丁目~5丁目、都島南通1丁目(都島阿倍野線以东)、都島南通2丁目 |
| 大正区 | 三軒家西1丁目(JR環状線以南)、三軒家西2丁目~3丁目 |
| 旭区 | 今市1丁目~2丁目、大宮1丁目(市道(柳通)以北)、大宮2丁目~4丁目、清水1丁目~3丁目、新森1丁目~5丁目、千林1丁目~2丁目、高殿7丁目、中宮1丁目(阪神高速守口線以东、市道(柳通)以北)、中宮2丁目(阪神高速守口線以东)、中宮3丁目(阪神高速守口線以东)、中宮4丁目(阪神高速守口線以东)、森小路1丁目~2丁目 |
| 鶴見区 | 今津中1丁目(片町徳庵線以南、今津中学校西側市道以西)、今津南1丁目(今津中学校西側市道以西)、放出東2丁目(片町徳庵線以南)、放出東3丁目 |
| 城東区 | <i>今福西1丁目~2丁目、今福南1丁目~2丁目、蒲生3丁目~4丁目、嶋野東3丁目、新喜多2丁目(JR城東貨物線以东)、</i> 成育1丁目(京阪本線以西)、成育3丁目~5丁目、 <i>天王田、中浜1丁目~3丁目、</i> 野江1丁目(京阪本線以西)、野江2丁目~4 |

| | |
|------|---|
| | 丁目、東中浜 1 丁目～9 丁目 |
| 東成区 | 大今里 1 丁目～4 丁目、 <u>大今里西 1 丁目～3 丁目</u> 、大今里南 1 丁目～5 丁目、大今里南 6 丁目(新庄大和川線(内環状線)以西)、神路 1 丁目(築港深江線(中央大通)以南)、神路 2 丁目～4 丁目、 <u>玉津 1 丁目～3 丁目</u> 、 <u>中道 2 丁目、中道 4 丁目、中本 1 丁目～5 丁目</u> 、東今里 1 丁目～3 丁目、 <u>東小橋 3 丁目(泉尾今里線(千日前通)以南)</u> 、東中本 1 丁目～3 丁目、深江北 1 丁目(築港深江線(中央大通)以南)、深江南 1 丁目 |
| 生野区 | <u>生野西 1 丁目～4 丁目、生野東 1 丁目～4 丁目、勝山北 1 丁目～5 丁目、勝山南 1 丁目～2 丁目、勝山南 3 丁目～4 丁目、舍利寺 1 丁目～3 丁目</u> 、小路 1 丁目～3 丁目、小路東 1 丁目～6 丁目、新今里 1 丁目～7 丁目、田島 1 丁目～5 丁目、巽北 1 丁目～4 丁目、巽西 1 丁目～4 丁目、中川 1 丁目～6 丁目、 <u>中川西 1 丁目～3 丁目</u> 、中川東 1 丁目～2 丁目、 <u>林寺 1 丁目</u> 、林寺 2 丁目(生野線以南)、 <u>林寺 2 丁目(生野線以北)、林寺 3 丁目</u> 、林寺 4 丁目、 <u>林寺 5 丁目</u> 、林寺 6 丁目、 <u>鶴橋 1 丁目～5 丁目、桃谷 1 丁目～5 丁目</u> |
| 平野区 | 平野上町 1 丁目～2 丁目、平野東 1 丁目～3 丁目、平野本町 1 丁目～5 丁目 |
| 東住吉区 | 今川 1 丁目、今川 4 丁目、今川 7 丁目、今林 1 丁目(森小路大和川線(今里筋)以西)、 <u>北田辺 1 丁目</u> 、北田辺 2 丁目、 <u>北田辺 3 丁目</u> 、北田辺 4 丁目～6 丁目、杭全 1 丁目～5 丁目、桑津 1 丁目～5 丁目、駒川 1 丁目～5 丁目、住道矢田 1 丁目～4 丁目、鷹合 1 丁目～4 丁目、田辺 1 丁目～6 丁目、照ヶ丘矢田 1 丁目～4 丁目、中野 1 丁目、中野 3 丁目、西今川 1 丁目～4 丁目、針中野 1 丁目～4 丁目、東田辺 1 丁目～3 丁目、南田辺 1 丁目、山坂 1 丁目～3 丁目、湯里 1 丁目～2 丁目、湯里 4 丁目～5 丁目 |
| 阿倍野区 | <u>旭町 1 丁目(尼崎平野線以南、金塚南北線以西)</u> 、 <u>阿倍野筋 4 丁目～5 丁目</u> 、 <u>阿倍野元町(木津川平野線(松虫通)以北)</u> 、 <u>王子町 1 丁目～4 丁目</u> 、 <u>共立通 1 丁目～2 丁目</u> 、 <u>三明町 1 丁目～2 丁目</u> 、 <u>昭和町 1 丁目</u> 、 <u>昭和町 2 丁目～5 丁目</u> 、 <u>天王寺町北 1 丁目(天王寺吾彦線以東)</u> 、 <u>天王寺町北 2 丁目～3 丁目</u> 、 <u>天王寺町南 1 丁目～3 丁目</u> 、長池町、 <u>播磨町 1 丁目(柴谷平野線(南港通)以北)</u> 、 <u>阪南町 1 丁目～4 丁目</u> 、 <u>阪南町 5 丁目(柴谷平野線(南港通)以北)</u> 、 <u>美草園 1 丁目～3 丁目</u> 、 <u>文の里 1 丁目～3 丁目</u> 、文の里 4 丁目(木津川平野線(松虫通)以南)、 <u>文の里 4 丁目(木津川平野線(松虫通)以北)</u> 、 <u>松虫通 1 丁目(木津川平野線(松虫通)以北)</u> 、 <u>松虫通 2 丁目</u> 、 <u>松虫通 3 丁目(木津川平野線(松虫通)以北)</u> 、 <u>丸山通 1 丁目～2 丁目</u> 、桃ヶ池町 1 丁目(木津川平野線(松虫通)以南)、 <u>桃ヶ池町 1 丁目(木津川平野線(松虫通)以北)</u> 、 |

| | |
|------|---|
| | 桃ヶ池町 2 丁目 |
| 住吉区 | 上住吉 1 丁目～2 丁目、沢之町 1 丁目(長柄堺線(あべの筋)以西)、清水丘 1 丁目～3 丁目、墨江 1 丁目～4 丁目、住吉 1 丁目～2 丁目、千躰 2 丁目、帝塚山中 1 丁目～5 丁目、帝塚山西 1 丁目(柴谷平野線(南港通)以南)、帝塚山西 2 丁目～4 丁目、帝塚山東 1 丁目～4 丁目、殿辻 2 丁目、長峽町、万代 2 丁目～6 丁目、東粉浜 1 丁目～3 丁目 |
| 西成区 | 旭 1 丁目～3 丁目、岸里 1 丁目、岸里 2 丁目～3 丁目、岸里東 1 丁目～2 丁目、北津守 3 丁目(尼崎堺線(新なにわ筋)以東)、北津守 4 丁目(尼崎堺線(新なにわ筋)以東)、山王 1 丁目(尼崎平野線以南)、山王 2 丁目～3 丁目、潮路 1 丁目～2 丁目、聖天下 1 丁目～2 丁目、千本北 1 丁目～2 丁目、千本中 1 丁目～2 丁目、千本南 1 丁目～2 丁目、太子 1 丁目(尼崎平野線以南、堺筋線以東)、太子 2 丁目(堺筋線以東)、橋 1 丁目～3 丁目、玉出中 1 丁目～2 丁目、玉出西 1 丁目～2 丁目、玉出東 1 丁目(堺筋線(阪堺線)以西)、玉出東 2 丁目(堺筋線(阪堺線)以西)、津守 1 丁目(尼崎堺線(新なにわ筋)以東)、津守 2 丁目(尼崎堺線(新なにわ筋)以東)、津守 3 丁目(尼崎堺線(新なにわ筋)以東)、鶴見橋 1 丁目～3 丁目、出城 3 丁目、天下茶屋 1 丁目～3 丁目、天下茶屋北 1 丁目(堺筋線以東)、天下茶屋東 1 丁目～2 丁目、長橋 1 丁目～3 丁目、中開 3 丁目、梅南 1 丁目～3 丁目、花園北 1 丁目(尼崎平野線以南)、花園北 2 丁目、花園南 1 丁目～2 丁目、松 1 丁目～3 丁目、南津守 1 丁目、南開 2 丁目 |
| 住之江区 | 安立 1 丁目～4 丁目、粉浜 1 丁目～3 丁目、粉浜西 1 丁目～3 丁目、住之江 1 丁目～3 丁目、中加賀屋 1 丁目～3 丁目、中加賀屋 4 丁目(市道(住吉川小学校南側)以北)、西加賀屋 1 丁目～3 丁目、西加賀屋 4 丁目(市道(住吉川小学校南側)以北)、西住之江 1 丁目～2 丁目、浜口西 1 丁目～2 丁目、浜口東 1 丁目～3 丁目、東加賀屋 1 丁目～4 丁目、御崎 1 丁目、御崎 3 丁目 |
| 天王寺区 | 勝山 4 丁目(難波足代線(勝山通)以北)、上之宮町、上本町 7 丁目(東野田河堀口線(上町筋)以東)、上本町 8 丁目(東野田河堀口線(上町筋)以東)、上本町 9 丁目(東野田河堀口線(上町筋)以東)、烏ヶ辻 1 丁目～2 丁目、北河堀町(東野田河堀口線(上町筋)以西)、北山町、小宮町、細工谷 1 丁目(難波片江線以南)、細工谷 2 丁目、下味原町、真法院町、大道 1 丁目(芦原杭全線以南)、堂ヶ芝 1 丁目、堂ヶ芝 2 丁目(難波片江線以南)、東上町、悲田院町(都島阿倍野線(玉造筋)以北)、堀越町、松ヶ鼻町 |